

平成28年（2016年）3月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成28年3月3日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成28年3月3日（木）

応招議員

1番	大西瑞香	2番	原 隆伸
3番	奥村 仁	4番	樋口泰生
5番	太田哲生	6番	瀧本 攻
7番	近澤チヅル	8番	入江康仁
9番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑正量		

（うち遅刻議員）

12番 東 篤布

（うち早退議員）

12番 東 篤布

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内 康雄
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野 和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村 吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	玉津 裕一	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地 俊文
水道課長	久保 建作	海山総合支所長	上村 康二
教育 長	村島 赳郎	学校教育課長	玉津 武幸
生涯学習課長	宮原 俊也	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	奥村 能行
書 記	奥川 賀夫	書 記	上野 隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

10番 玉津 充 11番 奥村 武生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**瀧本攻議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

12番、東篤布君から30分ほど所用のため、遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

ここで少し時間をいただきまして、尾上町長から訂正の申し出がありますので、許可することといたします。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

皆さん、おはようございます。

配付させていただきました議案に誤りがございまして、本日の訂正の申し出をさせていただきましたので、訂正の内容についてご説明をさせていただきます。

訂正につきましては、議案第13号 紀北町税条例等の一部を改正する条例でございます。お配りいたしました正誤表をご覧いただきたいと思っております。

議案書67ページの提案理由におきまして、紀北町税条例等の一部を改正する必要性が生じたためと記載するところを、改正するが必要かと、誤って記載をいたしておりますので、訂正のほうをよろしくお願いを申し上げます。

今回の誤りにつきましては、議案書作成時の確認不足により発生した誤りでございまして、今後このようなことがないように、必要な注意喚起と確認作業の徹底をまいりますので、ご迷惑をおかけいたしまして、誠に申し訳ございませんでした。

**瀧本攻議長**

ただいま、町長から申し出がありました正誤表のとおり、訂正することといたします。

それでは、ただいまから平成28年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

3月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、1月、2月の町行事への参加及び議員活動、大変ご苦労さんでございました。本日から3月22日までの長期となりますが、健康には十分に留意されて、慎重で活発

な審議をお願いするところでございます。

また、町長以下執行部の皆様には、新年度予算の編成につきましては、本日予定どおり新年度予算を提案いただき、大変ご苦労さんでございました。今議会は、新年度予算等、27年度補正予算など、それに加えて、町長の施政方針及び一般質問など、多岐にわたる事件を審議、質問を行う重要な定例会でございますので、議員、執行部の皆様の議事進行に格別のご協力をお願い申し上げます。定例会開会にあたり挨拶とさせていただきます。

### **瀧本攻議長**

次に、会期日程及び議事日程につきまして、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

谷議会事務局長。

### **谷吉希議会事務局長**

おはようございます。

それでは、会期日程を朗読いたします。

平成28年3月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、3月3日、木曜日、9時30分、本会議。開会、町政の一般説明、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。一般議案上程、説明。一般質問の受付開始、8時30分からとなっております。

第2日、3月4日、金曜日、9時30分、本会議。議案質疑、委員会付託、一般質問受付締切が午後1時までとなっております。

第3日、3月5日、土曜日、休会。休日。

第4日、3月6日、日曜日、休会。休日。

第5日、3月7日、月曜日、休会。常任委員会予定日。

第6日、3月8日、火曜日、休会、中学校卒業式。

第7日、3月9日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第8日、3月10日、木曜日、休会。常任委員会予備日。

第9日、3月11日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第10日、3月12日、土曜日、休会。休日。

第11日、3月13日、日曜日、休会。休日。

第12日、3月14日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第13日、3月15日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第14日、3月16日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第15日、3月17日、木曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第16日、3月18日、金曜日、休会。小学校卒業式。

第17日、3月19日、土曜日、休会。休日。

第18日、3月20日、日曜日、休会。休日。

第19日、3月21日、月曜日、休会。休日。

第20日、3月22日、火曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会となっております。

続きまして、議事日程の朗読させていただきます。

平成28年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年3月3日（木曜日）9時30分開議。

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 町政の一般説明

第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第7 議案第4号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定について

第8 議案第5号 紀北町行政不服審査会条例

第9 議案第6号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例の全部を改正する条例

第10 議案第7号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第11 議案第8号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

第12 議案第9号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第13 議案第10号 紀北町一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

第14 議案第11号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

- 第15 議案第12号 紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第13号 紀北町税条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第14号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第15号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第16号 紀北町墓地使用条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第17号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第18号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第19号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第20号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について
- 第24 議案第21号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について
- 第25 議案第22号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第7号）
- 第26 議案第23号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第27 議案第24号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第28 議案第25号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第29 議案第26号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第30 議案第27号 平成28年度紀北町一般会計予算
- 第31 議案第28号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第32 議案第29号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算
- 第33 議案第30号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計予算
- 第34 議案第31号 平成28年度紀北町水道事業会計予算
- 第35 請願案件

となっております。

以上でございます。

### **瀧本攻議長**

それでは、これより本日の会議を開きます。

---

## **日程第 1**

## 瀧本攻議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

10番 玉津 充君

11番 奥村 武生君

の両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

### 瀧本攻議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 3 月 3 日から 3 月 22 日までの 20 日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 3 月 3 日から 3 月 22 日までの 20 日間とすることに決定しました。

---

## 日程第 3

### 瀧本攻議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 2 月 25 日に議会運営委員会が開催され、3 月の定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項について、ご報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。本定例会に提案された受理案件は、諮問が 1 件、議案については、第 4 号から第 31 号までの合計 28 件であります。

また、請願案件1件を受理しております。所管の委員会に付託することの確認をいただいております。

次に、3月定例会において一般質問通告書の受付が、本日の午前8時30分から5時までと、明日の3月4日、金曜日、午前8時30分から午後1時までとなっておりますので、よろしくお願いたします。

質問の趣旨は具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は、受理しないこともありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成27年度普通会計の1月分と、平成27年度水道事業会計1月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合の開催であります。

東紀州農業共済事務組合議会は、3月28日、月曜日、午後1時30分からの開催となっております。また、三重紀北消防組合議会は3月29日、午前10時から開催し、また、紀北広域連合は、3月29日、同日の午後1時30分からの開催となっております。

また、荷坂やすらぎ苑組合議会は、3月30日、水曜日、午前10時からの開催の予定であります。

次に、慶弔関係であります。紀北町議会議員の平野倅規さんが、昨年11月5日にご逝去されました。平野氏におかれましては、8期28年6カ月にわたり、議員として町の発展に多大な尽力をされた生前のご功績に対して、旭日雙光章、正六位を授与されましたことを、ご報告いたします。

また、紀北町議会が全国町村議会第67回定期総会において、町村議会表彰をいただいておりますことを、あわせてご報告申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、教育長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、定例会中の行事であります。3月8日、火曜日は中学校の卒業式で、3月18日、金曜日は小学校の卒業式、3月23日は幼稚園の卒園式が、それぞれ開催されますので、よろしくお願申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 日程第4

### 瀧本攻議長

次に、日程第4 行政報告について、町長の申し出がありましたので、許可することいたします。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

本日は議会定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速でございますが、本議会定例会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、中州地区津波避難タワー建設工事についてでございます。

中州公園内に建設を進めておりました、津波避難タワー建設工事につきましては、昨年8月に請負契約を締結し工事に着手、本年2月10日に工事が完了いたしました。その後、完成検査を行いまして、2月18日から施設の供用を開始し、周辺整備につきましても2月末に完了いたしております。

なお、津波避難タワーにつきましては、緊急時以外は施設内への立ち入りを制限しているため、地域住民の皆さまなどを対象とした施設見学会を3月13日、日曜日、午前10時から正午までの予定で開催することといたしております。

以上、ご報告をいたしまして、3月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

### 瀧本攻議長

以上で、行政報告を終わります。

---

## 日程第5

### 瀧本攻議長

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

それでは、皆さん、平成28年度当初予算案及び諸議案を提案し、ご審議いただくにあたりまして、町政運営にあたっての基本的な考え方と、主要事業の概要を申し述べさせていただきます。

私は、町長就任以来、「すべては住民目線で、すべては住民とともに」の基本姿勢のもと、現場を重視し、住民の皆様との協働によるまちづくりに取り組んでまいりました。

今後も引き続き、紀北町の抱える課題を着実に解決し、まちづくりを進めていく所存ですので、議員の皆様並びに町民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、日本の景気につきましては、内閣府の発表した「月例経済報告」によりますと、このところ一部に弱さもみられますが、緩やかな回復基調が続いているとする一方で、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクが懸念されているとしています。

地方経済においては、いまだ個人消費の回復に地域間でのばらつきや生産活動が弱含むところもあり、地方によっては経済環境に厳しさがあります。また、昨年10月に環太平洋経済連携協定が大筋合意に達するなど経済のグローバル化が一層進展しているところでございます。

このため、地場産業の育成をはじめ、新規起業、観光振興など地域経済の活性化を図っていく必要がございます。

また、急速な少子高齢化の進展に的確に対応して、人口減少に歯止めをかけるとともに、魅力あふれる地域を創生して、将来にわたり活力ある社会を維持していくことを目的に、「地方創生」の取り組みが進められています。

こうした中で、政府は、地域の取り組みを本格化させ、地方創生の深化を図るため、地方の意欲的なチャレンジを、自由度の高い「新型交付金」により応援することといたしております。

地方公共団体におきましては、新たに策定した「地方版総合戦略」に基づき、自分たちの未来を自分たちの創意工夫により、活力ある地域社会の形成に取り組んでいくことが求められております。

さらに、政府は、強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題に真正

面から取り組むことによりまして、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現をめざし、昨年11月に緊急に実施すべき対策を取りまとめました。

その中では、「希望を生み出す強い経済」を進め、その成長の果実を活用して「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」を推進していくとしています。

今後、経済の好循環を確かなものとし、仕事と家庭の両立ができる環境づくりや、経済事情に左右されない教育機会の提供などの子育て支援、ニーズに応じた介護サービスの供給確保や健康寿命の延伸などの社会保障の基盤の強化に向けた様々な取り組み等が実施されますので、これらに的確に対応していくことが求められます。

さて、平成28年は、紀北町にとって新たなまちづくりのスタートになる重要な年であります。

昨年10月には合併10周年を迎えることができまして、本年3月末には両区の均衡ある発展を図ることを目的に設置された地域自治区が廃止されることとなります。これを節目に次の10年に向け、更なる一体感の醸成を図っていきたいと考えております。

また、本年1月に「紀北町人口ビジョン」及び「紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。海・山・川の豊かな自然や、世界遺産熊野古道に代表される歴史や文化など紀北町の個性と魅力を生かし、地域の発想や創意工夫あふれる施策に取り組んでいこうと考えております。

さて、平成24年度にスタートした「紀北町第1次総合計画・後期基本計画」も、いよいよ最終年度となります。紀北町の将来像である「自然の鼓動を聞き みなが集い、にぎわう やすらぎのあるまち」の実現に向け、「安全・安心」「にぎわい」「人・地域の元気」をテーマとする3つの重点プロジェクトを中心に精力的に取り組んでまいります。

以上のことを踏まえ、平成28年度は、これから申し上げる基本的な考え方に沿って、取り組んでまいります。

まず、「犠牲者『0』をめざす、減災のまちプロジェクト」でございます。地震・津波対策につきましては、これまで第1ステージとして「より早く、より高く」を合言葉に、各自主防災会からの要望を踏まえ、高台への避難に必要となる環境整備に取り組んできました。引き続き、避難路等の整備や自主防災会に対する支援を行うとともに、新たに耐震シェルター設置への補助制度を創設いたします。また、第2ステージとして位置づけてきた相賀本地地区の津波避難ビルとなる健康増進施設の建設に取り組めます。

さらに、被災時の消防機能を確保するため、海山インターチェンジ付近への海山消防署の移転整備に取り組むとともに、紀伊長島消防署の移転整備を検討してまいります。

台風や豪雨等による自然災害への対策につきましては、引き続き、三浦及び矢口地区の海岸保全施設整備、道路・河川の整備や橋梁の耐震化等のハード対策に取り組んでまいります。

これらの対策と併せまして、昨年11月に改訂した紀北町地域防災計画に基づきまして、防災教育や防災意識を高める啓発活動、防災体制の強化を一層進めてまいります。

次に、「交流人口『200万人』をめざすにぎわいのまちプロジェクト」ではありますが、熊野古道や清流銚子川など地域の魅力に注目が集まる中、昨年6月に紀勢自動車道紀北パーキングエリアとともに、「地域振興施設 始神テラス」がオープンいたしました。今こそ集客交流のチャンスととらえ、「始神テラス」を情報発信の拠点として、引き続き、休日等に観光案内人を配置し、紀北町の魅力ある物産や食・イベント等のPRを行い、まちなか各地への誘客につなげてまいります。

そのほか、観光振興対策といたしまして、紀北町が誇る深い歴史・文化や豊かな自然を生かした集客交流をさらに進めてまいります。とりわけ、まるごと自然を体感するアウトドアスポーツイベント「三重 紀北SEA TO SUMMIT（シートゥーサミット）」を開催し、県内外から集客を図るとともに、本町の魅力を全国に発信してまいります。

また、紀北町の伝統的基幹産業である第一次産業の生産基盤の整備を進めるとともに、新規就農者や小規模事業者への支援に引き続き取り組むほか、新たな商品開発やブランド化など地域資源を生かした産業振興を図ります。

さらに、紀北町は、平成33年の国民体育大会におきまして、少年女子ソフトボールと公開競技のグラウンド・ゴルフの開催地に選定されております。引き続き、スポーツ合宿や大会の誘致などスポーツ交流を進めるとともに、国民体育大会に向けまして、町長杯スポーツ大会の開催や環境整備など、スポーツによる地域の元気づくりへの機運を高めてまいります。

最後に、「健康寿命『5歳』延長をめざす生涯元気のまちプロジェクト」ではありますが、まず、健康が幸福の基礎となるとの考えのもと、町民の皆様が自ら健康の保持や体力の維持に努めていただけるよう、食事の余分なカロリーを少し減らすとともに、普段より運動時間を少し長く確保しようと「ちょい減らし +10（プラス・テン）」を合言葉に、「健康の町 紀北町」の実現に取り組めます。併せて、健康づくりを進めるための拠点といた

しまして、相賀本地地区に屋内温水プールを備えた健康増進施設の建設に取り組みます。

成人保健対策といたしまして、肺がん・大腸がん検診に加え、新たに胃がん検診の無料化に取り組むとともに、予防接種への助成、健診機会の充実や健康相談の実施等によりまして、病気の予防や早期発見・早期治療につながる取り組みを進めてまいります。

また、子育てしやすい環境づくりに向けまして、医療費の無料化や子育て世代への情報提供を行うポータルサイトの運用に引き続き取り組むほか、新たに子育て世帯への支援を充実させるため、第3子以降の保育所・幼稚園の保育料や給食費の無料化とともに、小学校入学用品の支給を行うなど経済的負担の軽減に取り組みます。

さらに、障がい者への支援や高齢者の健康づくり、生きがいつくりに資する取り組みを進め、安心して暮らせる地域福祉体制の確立をめざしてまいります。

このような思いの中、紀北町の平成28年度当初予算は、次のように編成したところでございます。

将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営を図りながら、先に申し述べました3つの重点プロジェクトを推進する施策はもとより、高齢者・障がい者への福祉施策、児童生徒の安全・安心、住民に身近な生活環境の整備、地域への経済効果を高め雇用確保につながる取り組みなどを進めるとともに、社会情勢を的確に把握し、新たな住民ニーズへ対応していくなど、本町の将来を見据えた、重要な課題に取り組んでいくというものであります。

これらを基本として予算編成を行った結果、本町の平成28年度一般会計当初予算の総額は98億5,390万円で、前年度に比べ5.6%の伸びとなる積極的な予算でございます。

財政の厳しい中ではございますが、国・県の補助金・交付金をはじめ過疎対策事業債、合併特例事業債、有利な起債の活用を図るとともに、財政調整基金等の繰入れにより対応しております。

それでは、先ほどの説明と少し重複するところもございますが、紀北町第1次総合計画の基本目標に基づきまして、主な施策の概要について申し上げます。

基本目標の「自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり」についてであります。今後30年以内の発生確率が70%程度とされる南海トラフ巨大地震に対する取り組みの重要性は、ますます高まっています。

5年前に発生した東日本大震災以降、自助、共助、公助の連携のもと、各自主防災会からの緊急の要望を中心に、出来るものから積極的に事業を実施してまいりました。今後も、

自主防災会からの要望につきましては、適宜適切に対応することとしており、引き続き、津波避難路の整備、津波避難誘導灯の設置、防災倉庫の設置などを進めてまいります。

これら第1ステージに位置付ける事業の実施に加えまして、さらに第2ステージに位置付ける津波避難ビル等の整備や、消防署の移転事業の取り組みを進めて行くこととしておりまして、海山消防署の移転建設とともに、相賀本地地区の津波避難ビルを兼ねた健康増進施設の建設に着手し、地域住民の方々の安全安心の確保を図ります。

また、共助の要となる自主防災会活動の定着と一層の活性化を図るため、自主防災会活動支援補助金を継続するとともに、紀北町消防団の装備充実など活動強化を図り地域防災力の強化を図ります。

さらに、本町の防災アドバイザーである三重大大学の川口淳准教授をはじめとする、産官学連携による地域防災支援事業に取り組み、自主防災会等と連携のうえ地域の特性を踏まえた、避難行動や様々な被害を想定した防災訓練を実施するとともに、防災講演会、研修会等の開催、児童・生徒へのタウンウォッチングなどを通じた、防災教育の取り組みを推進し、防災意識の一層の高揚を図ります。また、避難行動要支援者対策や、避難所生活対策への取り組みを進めてまいります。

次に、台風や大雨などの自然災害や火災、救急業務への対策でございますが、三重紀北消防組合や紀北町消防団の連携強化を図るとともに、被害軽減のための早期避難や的確な情報伝達のための防災行政無線や、行政放送番組の活用などに加えまして、水防対応の強化や雨水排水対策などへの取り組みを推進してまいります。

また、地域の生活環境の確保に向け、空き家等の把握と有効活用を進めるため、実態調査を行い、プロジェクトチームを中心に今後の対応を検討してまいります。

次に、環境保全対策では、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、環境への負荷を低減させまして、排出抑制、循環処理等を促進する資源循環型社会の構築が必要とされているところでございます。

そのため、ごみ減量の啓発活動として、ごみ減量化の勉強会・講座、資源ごみステーションの設置、町広報等による周知を行いまして、さらなるごみの排出抑制やリサイクルの推進に努めてまいります。

生活排水対策では、合併処理浄化槽の普及・促進に努め、設置に対して引き続き支援を行い、汲み取りや単独浄化槽からの転換を進めてまいります。

また、環境保全のための水質調査、大気環境調査の実施のほか廃棄物適正処理の推進の

ため、通常ごみステーション更新への新たな助成や啓発用看板・ポスターの設置等や廃棄物の不法投棄防止、資源ごみステーションの監視等を目的とした環境パトロールなども行ってまいります。

RDFごみ処理施設に代わる新たなごみ処理施設につきましては、東紀州5市町合同により取り組んでまいります。

漁港海岸保全施設整備では、引き続き、三浦漁港海岸では、堤防本体工事、古戸川水門工事、矢口漁港海岸では、用地の取得をさらに進め、堤防本体工事、白越地区陸閘工事に着手し、事業の早期完成に努めます。

鍛冶屋又官行造林地の深層崩壊地につきましては、国、県により現在4基の谷止工が設置されており、今後、県による谷止工2基が設置される予定でございまして、1基につきましては、昨年9月に着工されたところでございます。

また、国においては、昨年の台風15号による長島港への流れ木被害を重く受け止め、補正予算により流れ木を捕捉するスリットダムを設置が決定されたところでございます。

今後とも、鍛冶屋又官行造林地については、切れ目のない対策を国、県、町の3者協議により進めていくこととなっております。

また、「みえ森と緑の県民税」を財源とした市町交付金事業を活用いたしまして、自治会などが行う人家裏危険木伐採事業への補助や、河川周辺森林立ち枯れ木整備事業による下流域への流れ木対策を行ってまいります。

港湾・海岸整備では、長島港の江ノ浦大橋耐震化工事や中ノ島地区での高潮対策工事が引き続き実施されます。引本港では、船津川・銚子川の河口閉塞解消に向けまして、河口掘削が引き続き実施され、併せて、高浜海岸の浸食について対応を求めてまいります。

河川対策では、県の河川事業といたしまして、引き続き、船津川の旧水門撤去が実施され、新たに、赤羽川の堤防補強工事が実施されます。併せて、引き続き、銚子川の堆積土砂の撤去が実施されるとともに、新たに、赤羽川においても土砂撤去が実施されます。町管理河川の整備は、新たに、海山区において、「普通河川大谷川」の改修を実施いたします。

土石流対策の施設整備では、海山区の「矢口浦・寺ノ谷川」と紀伊長島区の「海野・楠木谷川」、「三浦・オカ谷」の砂防工事が引き続き実施されます。

急傾斜地崩壊対策では、海山区の「引本浦・法面補強」、紀伊長島区の「長島」及び「松本・新町地区」における法面对策工事が引き続き実施されます。

また、新たに、海山区の「引本浦・階段工」と、紀伊長島区の「西町法面对策工事」が実施されます。

県の道路事業では、「国道422号十須地区」、「国道422号島原地区」、「矢口浦上里線」並びに「長島港古里線」の道路改良事業が実施されます。

町の道路事業では、住民生活に密着した道路の改良や舗装など、必要性や優先度を踏まえつつ整備を進めます。海山区では、引き続き「相賀片町1号線」の道路整備を行うとともに、新たに、「河内1号線」、「相賀相生町2号線」、「矢口奥5号線」、「白浦24号線」の道路整備及び「汐見線」の道路舗装を行います。

紀伊長島区では、引き続き「前山2号線」の道路整備を行うとともに、新たに「山本1号線」、「井ノ島山本2号線」、「小山1号線」、「志子3・4号線」の道路整備及び「久賀坂1号線」、「音原線」の道路舗装を実施いたします。

さらに、橋梁長寿命化計画に基づきまして、新たに、海山区の「梅田橋」と「権次郎橋」、紀伊長島区では、「中の谷橋」と「遊桜橋」の耐震化と長寿命化の修繕工事を実施するとともに、トンネル長寿命化計画に基づきまして、「白浦トンネル」の修繕工事と、道路ストック総点検に基づく、「長島下地線」と「渡利引本線他1路線」の修繕工事を実施いたします。

町営住宅では、新たに町営住宅長寿命化計画に基づきまして、「汐ノ津呂団地」の修繕工事と、老朽化した町営住宅5棟の取り壊しを実施いたします。

水道事業では、平成23年度に策定した、水道事業基本計画による年次計画に基づきまして、管路の布設替えや施設の更新等に取り組んでいきます。

平成28年度におきましても、漏水等の多い箇所など更新等が必要な施設につきましては、水質検査のデータ等も注視しながら、安心・安全な水道水の提供に努めていきます。

また、震災など災害時の対策といたしまして、配水池の緊急遮断弁設置への調査や緊急用給水備品の確保等に努めてまいります。

次に、「互いに支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり」についてであります。

少子・高齢化が進行する中、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育て世帯の孤立化や育児不安などの問題が年々増加傾向にあります。少子化対策といたしまして「安心して子どもを生み、健やかに育むまちづくり」の基本理念のもと、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを推進してまいります。

既設の保育所はもとより、地域における子育て支援といたしまして、子育て支援センタ

一や、放課後児童クラブなど子育ての福祉サービスに対する支援を引き続き実施いたします。

昨年度から、保育所の利用者負担額いわゆる保育料の階層を7段階から10段階に設定するなど子育て世帯の負担軽減に努めておりますが、さらに本年度は、「子育てしやすい紀北町」の実現を目指しまして、多子世帯への支援策といたしまして、第3子以降の幼稚園・保育所の保育料と幼稚園、小学校、中学校の給食費を無料にいたします。

また、義務教育にあたる小学校入学時の新入学用品の支援は、平成29年度入学予定児童を対象に実施いたします。

子育て世代が、安心して子どもを生み育てる制度等の情報をお知らせするため、構築した紀北町独自の「結婚」「妊娠・出産」「子育て」ポータルサイト、きほくファミラボを本格的に稼働し、子育て情報の一元管理や情報提供を行いまして、現在から未来に向けて、子育て世帯となる方々を応援してまいります。

高齢者福祉施策では、高齢者の安全や見守り等に資する事業といたしまして、緊急通報装置の設置、配食サービス、救急医療情報キットの配布・更新等を継続し、安全対策を推進します。さらに、「地域介護予防活動支援事業」による健康保持への活動や、民生委員や地域包括支援センター等の連携によります、「地域での見守り活動」の推進を行うとともに、平成29年度から実施する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に向けた体制整備に努めてまいります。

障がい者福祉施策では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの介護・訓練等給付事業等をはじめ、じん臓機能障害による人工透析などの通院に要する経済的負担を軽減するための助成金を引き続き実施いたします。

また、紀北広域連合の障害者支援施設整備計画に基づきまして、今年度は、ゆめ向井工房の増改修工事に着手し、紀北管内の障害者就労及び生活介護の支援体制の充実に取り組んでまいります。

次に、町民の皆様の健康づくり事業につきましては、第3日曜日を「ウォーキングの日」と定め、効果的なウォーキング方法の啓発や開催によりまして、ウォーキングの推進に努めてまいります。さらなるステップアップとして、ウォーキングを日常的に継続していただける仕組みづくりや、新たにウォーキングを開始する方々が主体的に取り組めるよう支援してまいります。

また、紀北町オリジナル健康体操の「きほく活活体操」は、ウォーキング教室をはじめ

各健康教室に取り入れておりますが、平成28年度は行政放送で放送しているDVDをリニューアルするとともに、希望される団体等には新しいDVDの配布を行うなど、様々な機会をとらえて周知・活用を図ります。生活習慣病からの予防のため、「ちょい減らし + 10（プラス・テン）」を合言葉に日頃からの食生活及び運動習慣の大切さ、健康づくりや介護予防事業などを通じて啓発することで、より広い年齢層の町民の方々が健康づくりに取り組んでもらえるよう働きかけます。

さらに、相賀本地地区で屋内温水プールを備えた健康増進施設の工事に着手するとともに、健康スポーツクラブの講座の充実や新たな健康づくり教室、健康フェスティバルの開催などにより体力の維持増進や健康意識の向上に努めてまいります。

国の健康日本21や三重県の健康づくり基本計画などを参考にいたしまして、町民の皆様の「健康づくりの充実と健康寿命の延長」をめざしまして、「紀北町健康増進計画・食育推進計画」を策定いたします。

予防接種事業におきましては、乳幼児の健康増進と子育て世帯支援の目的で、平成25年度から実施している「おたふくかぜ」・「ロタウイルス」ワクチン接種の一部助成を引き続き実施いたします。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、定期予防接種の一部公費負担に加え、任意予防接種の一部助成を継続することで、65歳以上の方が生涯に一度は助成が受けられるようにいたします。

各種がん検診事業では、昨年度から実施している肺がんと大腸がん検診の個人負担の無料に加え、新たに胃がん検診の個人負担を無料にします。また、特定健康診査と各種がん検診、若者健診、骨密度測定等を同時に実施する総合健診日数を4日から5日に増やし、受診者の利便性を高めて、受診率の向上を図ることにより、がんなど疾病の早期発見・早期治療につながる検診体制づくりに努めます。

さらに、特定保健指導に加えまして、人工透析が必要となる、じん臓機能障害に移行しやすい糖尿病や高血圧症の方を、特定健康診査の結果やレセプト等からリストアップし、重症化予防に向けた生活習慣の改善のため、個別保健指導・相談の充実を図りまして、病気の予防はもとより、病気の早期発見・早期治療による医療費の抑制に努めてまいります。

国民健康保険事業では、高騰する医療費の適正化対策といたしまして、昨年度から行っている後発医薬品利用差額通知の対象品目を拡大いたしまして、各家庭の医療費に対する経済的負担の低減を図るとともに、診療報酬明細書のデータと健診データを分析すること

で、医療費高騰の原因究明に努めます。

また、受診要望の多い脳ドック検診の受診枠を拡大して、引き続き実施するとともに、ウォーキング効果を検証するためのモデル事業を実施し、医療費の抑制につなげてまいります。

また、県内でも東紀州地域の自殺率が高いという現状を踏まえまして、自殺防止対策を引き続き実施いたします。

次に、「地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり」についてでございます。

農業振興施策では、県営中山間地域総合整備事業を引き続き進めるとともに、安定的な利水ができるよう一般土地改良事業などによりまして、農業用水路や揚水機などの農業生産基盤施設の適正な維持管理に努めます。

これらと併せて、土地改良施設維持管理適正化事業、農地防災事業などによりまして、町内6か所の排水機場の長寿命化を図ってまいります。

農業用施設の防災減災対策では、団体営ため池等整備事業によりまして、貯水量が大きく、下流域に民家等が立地し、災害時の被害が懸念される原池の耐震性の向上を目的とした実施計画を策定するとともに、県営基幹農道整備事業によりまして、赤羽トンネルの耐震調査などを行ってまいります。

また、人・農地プラン事業による新規就農者への支援をはじめまして、農地中間管理機構を活用した農地の借り手、貸し手に対する支援や、日本型直接支払制度による農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援を行い、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

さらに伊勢農業協同組合紀北事業部を中心に、生産者、県、町で構成された紀北営農連絡協議会におきまして、町内外の農業情勢等について議論し、現場の声に耳を傾けながら、農業施策を進めてまいります。

有害鳥獣対策では、引き続き、猟友会と連携を図りまして、農作物などに被害を与えているサル・イノシシ・シカなどの適切な駆除に努めるとともに、捕獲した有害鳥獣を処理する施設を、猟友会、地元の皆様と十分協議を行ったうえで整備を行ってまいります。

獣害防止用のために設置する電気柵などの資材費用の助成や、国の制度を活用した大規模柵の設置など、引き続き、鳥獣害防止総合対策事業を推進し、被害の軽減を図りまして、営農意欲減退の抑止に努めます。

林業振興施策では、国が打ち出している、「林業の成長産業化」の実現に向け、供給元

である「川上の整備」、需要先である「川下の整備」の観点から施策を行ってまいります。

「川上の整備」では、木材や木質バイオマスの集積拠点となる、中間土場の整備を行い、主伐や間伐等の施業の効率化による森林資源の循環利用の促進を図ります。

また、森林組合おわせなどの林業関係団体と連携をいたしまして、国、県の補助制度を活用した、施業の集約化の促進、路網整備、高性能林業機械の導入や獣害被害の防止対策について、検討を行ってまいります。

町有林造成事業では、施業の主力を「直営方式」から、森林組合おわせを中心とする「民間委託方式」への移行を行い、計画的な事業量を確保することにより、林業技術の伝承、雇用の創出を図るとともに、適正な町有林の管理に努めます。

また、伐期を迎えた貸付山林の返還に伴う再生林においては、低コスト造林などの検討を行うほか、広葉樹の植林やパルプ原料となる樹種の試験植林を行うなど、今後の町有林経営をはじめとした、林業についての調査研究を行ってまいります。

また、既存の町管理林道や作業道におきましては、林道・治山関係事業での維持修繕をはじめ、林道安全対策管理助成事業によりまして、森林組合おわせが管理する林道の修繕などに補助を行いまして、円滑な施業が行えるよう路網の維持管理を図ってまいります。

「みえ森と緑の県民税」を財源とした市町交付金事業におきましては、引き続き、地域住民などが行う集落周辺森林整備事業、学校などが行う森林環境教育事業への補助を行いまして、県民全体で森林を支える社会づくりを目指します。

老朽化に伴い架け替えを予定している林道江竜線江竜橋は、必要な用地の取得に向け測量設計などを進めます。

「川下の整備」では、地域産材を使用し町内で建築された住宅に加え、木材関連事業のさらなる展開に対する支援の観点から、町外で建築された住宅でも、町内の製材所から出荷された地域産材を使用する場合には、補助を行うことといたします。

また、貸付山林の整理事務につきましては、引き続きその作業を進め、適切に処理をしてまいります。

水産業振興施策におきまして、引き続き、種苗の放流や藻場等の調査、漁業近代化資金利子補給、各漁協施設修繕などへの支援、外国人漁業研修生受入対策、築磯などの設置を行いまして、三重外湾漁業協同組合紀州支所、海野漁業協同組合と連携をいたしまして、漁業生産基盤の整備及び水産資源の増殖に努めます。

漁協施設修繕等については、長島地区産地協議会での衛生化の議論も踏まえまして、長

島港魚市場の上屋などの修繕をはじめ、引本港浮棧橋や上架施設等、6箇所の修繕などに  
対応して支援を行います。

磯焼け対策では、県営海女漁業等環境基盤整備事業によりまして、アワビなど沿岸漁業  
の重要な水産資源の回復を行うとともに、稚魚の成育場所となる藻場、約3ヘクタールを  
長島地区諏訪の浜沖合に造成します。また、水産多面的機能発揮対策事業によりまして、  
水産の多面的機能を発揮するため、藻場の食害生物の駆除や漁場環境の保全などの漁業者  
が行う活動に対する支援を行うとともに、内水面では、河川環境の保全などの活動を行う  
銚子川環境保全会に対し支援を行ってまいります。

さらに、長島地区産地協議会におきまして、三重外湾漁業協同組合紀州支所をはじめ水  
産関連団体とともに、地域経済への波及効果の大きい地元船の入港促進、員外船の入港誘  
致など、具体的な課題に優先的に取り組みまして、地域経済の活性化を図ってまいります。

漁港管理事業では、町内の5つの漁港の漁業生産基盤施設の維持管理を行うとともに、  
水産物供給基盤機能保全事業では、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化、縮  
減を図るため、島勝漁港に続き海野漁港、白浦漁港の機能保全計画を策定いたします。

昨年オープンいたしました「始神テラス」は、当初の計画を上回る実績を収め、紀勢自  
動車道開通に伴って、落ち込んだ道の駅紀伊長島マンボウ、道の駅海山の売り上げをカバ  
ーし、当初の目的でもありました地域への循環につきましても、始神テラスへの観光案内  
人の設置や、メディアでのPR効果などから、限定的ではありますが飲食店や農林水産業、  
宿泊業などでは入込客の増加につながっており、一定の効果が表れております。

また、昨年10月から実施しました、ふるさと納税の返礼品は大変好評をいただいております  
まして、地域特産品の販路拡大に加え、その一部がリピーターとなるなど、地域経済の活  
性化に貢献しているものと考えております。

さらに、年末きいながしま港市、港朝市きほく、海・山こだわり市などにより、町内外  
の多くの方々が紀北町へ来ていただきまして、町内で消費をしていただくことを含め、そ  
の経済効果は大きなものとなってまいりました。

このような取り組みをさらに効果のあるものとするために、今以上に魅力的な特産品の  
開発、消費者に受け入れられる商品づくりが必要となってきます。

昨年から実施していますブランド化、魅力ある商品づくりに対して、平成28年度におい  
ても積極的に取り組んでいきます。

また、町内の小規模事業者への支援といたしまして「みえ熊野古道商工会」が行ってい

る事業に対する助成、小規模事業者の経営の安定と改善のため実施している、小規模事業者経営改善資金に対する利子補給を引き続き行っていきます。

観光振興施策では、紀北町を目的地としてもらえるよう、町の魅力をさらにアップさせていくとともに、常に新しい情報の発信や話題性のあるイベント等を通じて紀北町をPRしていくことが重要となります。

新たな魅力づくりにつきましては、町内の地域資源を活用したトレッキングコースの整備、マップの制作などを行っていきます。

昨年、三重県とアウトドア総合メーカー株式会社モンベルが県内をフレンドエリアとして提携し、三重県にある各地域のアウトドアを楽しめるエリアを、モンベル会員60万人に情報発信しているところでございます。

このフレンドエリア内では、2009年からカヤックと自転車、登山を組み合わせたアウトドアスポーツイベント「SEA TO SUMMIT」を毎年開催しておりまして、この大会を紀北町で実施いたします。

大会が開催されることによりまして、このトレッキングコースが県内外で認知され、それを楽しむ多くの方々に、紀北町へ来ていただけることを期待しています。

紀北町の自然、歴史、文化、特産品に加え、このような取り組みを、広く情報発信するとともに、きほくラブめしを代表する本町の魅力ある食のPR、ふるさと納税の返礼品事業の運営など、引き続き、紀北町観光協会に委託して行ってまいります。

スポーツ交流の推進といたしましては、スポーツ合宿の誘致・拡大のため、スポーツ施設や宿泊施設の予約などを一元化し、最適な合宿プランを提供するとともに、グラウンド整備を充実し、快適な練習環境の提供に努めます。誘致につきましては、合宿雑誌への広告、合宿パンフレットやチラシを活用して、県内外の高校・大学などの誘致を進めます。

また、スポーツ大会につきましては、昨年度から始めた町長杯スポーツ大会は、種目を増やして開催をしてまいります。平成33年に三重県で開催される、第76回国民体育大会に向けては、正式競技の少年女子ソフトボール競技及び公開競技のグラウンドゴルフの関係団体との調整や施設整備などの準備を進めてまいります。

次に、「豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり」についてでございます。

学校教育では、「生きる力」の育成のために、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視した教育を推進いたします。

新教育委員会制度に伴い、紀北町教育大綱の制定を進めるとともに、総合教育会議を開催し、教育委員会との連携を密にしながら、学力・体力の向上や適正規模適正配置等の諸問題に対応していきます。

昨年12月に「紀北町子どものいじめの防止等に関する条例」を制定いたしましたが、この条例の理念に基づき町及び学校等が連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを進めてまいります。

全ての小中学校におきまして、学級満足度調査を実施し、いじめの早期発見に努めるとともに、子ども一人ひとりの学校生活における満足感や安心感、学習意欲等、児童生徒との理解を深め、個に応じた指導を進めます。

学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えていくために、赤羽小学校において学校運営協議会を発足させ、本町初のコミュニティースクールとして取り組みを進めていきます。

町内のそれぞれの学校を支援するため、学校支援地域本部事業を立ち上げまして、幅広い分野の方々の参画を得ながら、学習支援、学校環境整備、登下校の安全確保等の活動を行い、学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力の強化のもと、町全体で子どもを育ていく仕組みづくりを進めてまいります。

また、引き続き、中学校に図書館司書を配置するとともに、小中学校における蔵書の充実や学校図書館の環境整備はもとより、読書活動の推進や図書館を活用した授業の充実を図ります。

さらに、中学生を対象に文部科学省の新規事業の地域未来塾を実施し、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図ります。

子どもたちが豊かに、安全で安心して学べる学校環境づくりのために、学校施設の充実や整備、通園・通学路の安全確保の推進など総合的な教育環境の向上をめざします。

学校施設の耐震化が完了しましたが、各幼稚園・小・中学校の老朽化が進んでいる施設につきましては、適切な施設の修繕整備を行います。

また、すべての児童・生徒それぞれに個人の尊厳が重んじられ、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが一緒に学び、お互いに尊重しあう感性を育むために、同じ教室で教育を受けることができるよう、介助教員、教育支援員の配置や支援を必要とする子どもたちに合った施設改修を引き続き行うなど、学習環境の充実に努めてまいります。

生涯学習につきましては、生きがいくくりや余暇充実のため、生涯学習講座や公民館講

座などの学習機会の充実に努めるとともに、少子化や共働きなどの社会や家庭環境の変化に対応するため、いきいき子ども学園の開催など、子どもの居場所づくりに努めます。また、紀北町地域振興会館内に、既設の図書室及び資料館を移転整備いたします。

文化・芸術につきましては、町内の文化団体を支援するとともに、町民文化展や芸能の夕べなど成果を発表する機会の提供に努めます。演奏会や演劇会の開催につきましては、文化財団や宝くじ、NHKのコンサートなどを取り入れ、質の高い芸術・文化にふれる機会の提供に努めます。

青少年の育成では、青少年育成連絡会議などの関係団体と連携して、街頭指導やパトロール、あいさつ運動等を推進するとともに、親子共同体験や家庭教育に関する講演会等の開催に努めます。

町指定文化財等の貴重な文化財につきましては、保全と保護に努めるとともに、住民への啓発に努めます。

世界遺産熊野古道につきましては、その価値と魅力を周知するために、講演会や講座、古道ウォークを開催するとともに、小中学校での古道学習に対して、講師や語り部を派遣いたします。また、守る会等と連携いたしまして、古道やその周辺環境の維持・保全に努めるとともに、地元企業の協力による保全活動を促進いたします。古道歩きの安全性を確保するために、古死木等の危険木の伐採なども実施いたします。

生涯スポーツにつきましては、スポーツ講演会の開催、ミニテニスや「この指とまれ」、スポーツ体験教室などスポーツの普及促進に取り組みます。また、体育協会やスポーツ少年団等の関係団体の支援、全国大会等選手派遣支援、成績優秀者の表彰などを行うことによりスポーツの振興に努めてまいります。

最後になりますが、「自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり」についてであります。

少子高齢化の進行や地域産業を取り巻く状況が厳しさを増す中、地域経済の活性化、転出抑制と出生率の向上を図ることによりまして、将来における人口減少の抑制を図るため、「紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「元気な地域づくり」、「住みたくなる地域づくり」、「産み育てたくなる地域づくり」、「ずっと暮らせる地域づくり」を基本目標といたしております。

主な取り組みは、「元気な地域づくり」として、地域資源を活かした産業振興、地場産業の振興、情報発信による集客の推進、多様な就労環境づくり。

「住みたくなる地域づくり」として、定住の促進、交流の推進。

「産み育てたくなる地域づくり」として、結婚・妊娠・出産への支援、子育てしやすい環境づくり、教育環境の充実。

「ずっと暮らせる地域づくり」として、安心して暮らせる基盤づくり、健康寿命の延伸、社会基盤等の適切な維持管理を進めます。

この総合戦略の取り組みを進めるため、平成28年度当初予算に、関連事業約9億4,000万円を計画します。また、平成28年度で、「紀北町第1次総合計画」が終了することから、平成29年度から38年度を計画期間とする、「紀北町第2次総合計画」を策定いたします。

引き続き、協働によるまちづくりに取り組むことが重要と考えておりまして、両区に設置してきた地域協議会も、本年3月末をもって廃止となることから、新たに紀北町のまちづくりにつきまして、広く住民から意見を聞き、町政に反映させていくため、「紀北町まちづくり協議会」を設置してまいります。

以上、紀北町第1次総合計画の基本目標に基づき、主な施策について申し上げました。

これまで、各種の防災対策、観光振興、健康づくり、スポーツ振興など様々な施策に真摯に取り組んでまいりました。

このほかにも多くの課題がございますが、将来を見据え、副町長、教育長をはじめ全職員が一丸となり、より一層、町政の運営に邁進していく所存でございます。

紀北町が益々明るく元気で希望の持てるまちづくりを推進していくにあたりまして、今後とも、議員の皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、私の町政運営にあたっての、基本的な考え方並びに主要事業の説明を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

以上です。

## **瀧本攻議長**

以上で、町政の一般説明を終わります。

---

## **日程第6**

## **瀧本攻議長**

日程第6 諮問第1号については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定に

より委員会への付託を省略し、本会議での審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### **瀧本攻議長**

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

まず提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の海山区中里53番地2 松永友子氏が、平成28年6月30日をもって任期満了となるため、教育関係に精通し、地域社会に根ざした積極的な活動が期待できる同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいことから、議会の意見を求めるものでございます。

人事案件は、以上1件でございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

### **瀧本攻議長**

以上で、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

### **瀧本攻議長**

以上で、質疑を終了します。

**瀧本攻議長**

諮問案件について、議会としての答申をまとめるため、ここで11時まで休憩といたします。

(午前 10時 41分)

---

**瀧本攻議長**

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 00分)

---

**瀧本攻議長**

これから討論・採決に入ります。

討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

( 発言する者なし )

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発言する者なし )

**瀧本攻議長**

以上で、討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、諮問第1号については、適任という意見を付して答申することに決定しました。

---

## 日程第7～日程第34

### 瀧本攻議長

お諮りいたします。

日程第7 議案第4号から、日程第34 議案第31号までの28件の議案については、提案者から提案理由の説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、議案28件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、まず提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第4号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定についてでございますが、過疎地域自立促進特別措置法の失効が平成33年3月31日となったことによりまして、新たに紀北町過疎地域自立促進計画を策定する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 紀北町行政不服審査会条例でございますが、行政不服審査会の改正に伴いまして、審査請求の審理のために紀北町行政不服審査会を設置するにあたりまして、本条例を制定する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例の全部を改正する条例でございますが、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が制定されたことに伴いまして、本条例を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院勧告による一般職の職員の給与の見直し及び地方公務員法の一部が改正されたこと

に伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例ですが、人事院勧告に伴いまして、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ですが、地方公務員法等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例ですが、地方公務員法の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例ですが、労働者災害補償保険法の改正によりまして、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例ですが、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 紀北町税条例等の一部を改正する条例ですが、地方税法等が改正されたことに伴い、紀北町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ですが、学校教育法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例ですが、介護保険法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 紀北町墓地使用条例の一部を改正する条例ですが、墓地区画の状況に応じ使用料を増額又は減額することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例であります、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例であります、子育て支援の一環として、紀北町立幼稚園の一時預かり保育料のうち第3子以降の園児を無料とすることから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例であります、志子小学校の体育館を紀北町体育館として活用することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号 紀北広域連合規約の変更に関する協議についてであります、地域自治区の廃止により、事務所の所在地の表記が変更されることに伴い、紀北広域連合規約の一部を変更することについて協議する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてであります、地域自治区の廃止により、支所の所在地の表記が変更されることに伴い、東紀州農業共済事務組合規約の一部を変更することについて協議する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第7号）であります、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,782万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億1,484万4,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,323万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,679万1,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ480万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,678万2,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）であります、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ239万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ1億6,650万7,000円としたいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）であります。収益的収入及び支出につきましては、収入としては、水道事業収益及び簡易水道事業収益を合わせて1億5,784万5,000円を増額し、総額を6億282万3,000円に、支出といたしましては水道事業費用及び簡易水道事業費用を合わせて、57万3,000円を減額し、総額を4億2,972万3,000円とし、また、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入としては1,000万円を増額し、総額を1億2,449万3,000円に、資本的支出としては993万9,000円を増額し、総額を3億6,213万1,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 平成28年度紀北町一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億5,390万円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,987万4,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,765万9,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,453万7,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号 平成28年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出につきましては、収入としては水道事業収益及び簡易水道事業収益を合わせた総額を4億3,295万6,000円に、支出としては水道事業費用及び簡易水道事業費用を合わせた総額を4億1,711万9,000円とし、また、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入としては1億5,697万3,000円に、資本的支出としては3億2,972万円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、28件の議案をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何卒、慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

## 瀧本攻議長

町長。

## 尾上壽一町長

失礼します。

訂正のほうをお願い申し上げます。

議案第5号 紀北町行政不服審査会条例でございますが、行政不服審査法と読むべきところを、行政不服審査会と読み間違いましたので、ご訂正のほどよろしくようお願い申し上げます。

以上です。

---

## 日程第7

## 瀧本攻議長

続いて、議案の内容説明を求めます。

議案第4号について内容の説明を求めます。

中場企画課長。

## 中場幹企画課長

議案第4号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定について、ご説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第4号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定について

紀北町過疎地域自立促進計画を別冊のとおり定めたいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、過疎地域自立促進特別法の失効が、平成33年3月31日となったことにより、新たに紀北町過疎地域自立促進計画を策定する必要性が生じたためであります。

本計画の策定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が、

平成24年6月27日に施行され、有効期限が平成33年3月末日まで、5年間延長となったことにより、新たに計画の策定が必要となったものでございます。

これまでの過疎法は、昭和45年に議員立法により制定された、過疎地域対策緊急措置法、以後、昭和55年の過疎地域振興特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法、そして、平成12年施行の現行法であります過疎地域自立促進特別措置法が、10年単位で制定、施行されております。本町では、平成12年に旧紀伊長島町、旧海山町の旧両町がともに過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域市町村の指定を受けております。

その後、過疎地域自立促進特別措置法が6年延長され、今回、同特別措置法が5年間、再延長されたことにより、法律の失効が平成33年3月末日までとなりましたので、平成28年度から平成32年度までの紀北町過疎地域自立促進計画を策定するものでございます。

この紀北町過疎地域自立促進計画を策定することにより、国からの補助の嵩上げや行政上の特別措置などを活用することが可能となり、中でも起債充当率が一部を除きまして、原則100%で、交付税措置として元利償還金の70%が、地方交付税の基準財政需要額に算入される大変有利な過疎対策事業債を発行することができることとなります。

過疎地域自立促進特別措置法は、人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して、低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることにより、これらの地域の自立促進をはかり、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しい風格ある国土の形成に寄与することを目的としております。

また、過疎地域自立促進のための対策の目標といたしまして、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等により産業を振興し安定的な雇用を増大すること。交通施設、通信施設等の整備を図ることなどにより、交通通信連絡を確保するとともに、過疎地域における情報化を図り、地域間交流を促進すること。生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進。医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民生活の安定と福祉の向上を図ること。

美しい景観の整備、地域文化の振興を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。基幹集落の整備、適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進することといった事項が規定されているところであります。

それでは、紀北町過疎地域自立促進計画（平成28年度から平成32年度）をご覧くださいと思います。

過疎計画の作成にあたっては、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、あらかじめ計画書に掲げる事項や様式が定められておりますので、その事項にそって構成をしております。内容的には、過疎地域を脱却し自立していくための計画でありますので、過疎対策事業債の対象事業以外の事業につきましても、掲げることとしており、基本的に紀北町総合計画後期基本計画や前紀北町過疎地域自立促進計画及び紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略をベースに、新たな要素などを加えまして、幅広く網羅的に編成をしております。

なお、計画書には項目ごとに事業計画を掲げておりますが、これらの事業実施につきましては、各年度の予算編成の中で、財政的な検討も加えまして、予算に計上していきたいと考えてございます。

では、計画書を1ページめくっていただきまして、目次をご覧いただきたいと思っております。本計画は、過疎地域自立特別措置法第6条第2項の規定により、1. 基本的な事項から、10. その他地域の自立促進に関し必要な事項まで、10項目で構成をされています。

1ページから3ページをご覧ください。

まず1. 基本的な事項では、町の概況について、アとして、自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要。

イとして、町における過疎の状況。

ウとして、産業構造の変化、地域の経済的な立地特性及び社会経済的発展の方向の概要について、記載してございます。

また、人口及び産業の推移と動向について、国勢調査及び住民基本台帳による数値に基づき記載をしてございます。

8ページからは、行財政の状況について、決算数値等に基づき記載をしてございます。

11ページでは、1. 地域の自立促進の基本方針として、地域の資源を複合的、総合的に活用し、自然との共生、住民との協働、集客交流により住民一人ひとりが健康で安全に安心して暮らせる自立した町をめざすこととし、諸施策を積極的に推進するため、5つの基本目標を定めました。

まず、1として自然災害、交通安全、環境保全、水道、食生活などにおける安心・安全を確保し、住民生活やまちづくり分野において、安心・安全を基本とした施策の展開を図ること。

2といたしまして、個性や能力を発揮し、希望と生きがいをもって暮らすことができる町、心身ともに健康であり続ける環境を整え、高齢者や障がいのある人などをはじめとし

た全ての住民が地域で支え合いながら、安心して暮らすことができるまちづくりを進めること。

3として、地域資源や各種活性化事業を有効活用し、住民、地域、事業者など多様な主体のノウハウを活かすことにより、知恵を絞った創意工夫によるまちづくりを進めること。

4として、豊かな自然や歴史・文化を将来にわたって守り続け、それらを大切にし、学び、ふれあうことにより、地域に誇りと自信をもち、地域を愛する心を育むとともに、地域間交流の促進と住民の連帯感を強化すること。

5といたしまして、産業振興、情報発信の強化、集客の推進、地場産業の振興、安定した雇用の創出、交流の振興、子育てしやすい環境の向上、若い世代の結婚、出産、子育ての希望がかなうまちづくりを進めること。

6といたしまして、住民参画や公聴の場を設け、住民ニーズやまちの課題を的確に把握し、政策過程で公開、広報し、行政運営を進めること。また、NPO法人や事業所、団体などの住民活動を積極的に支援し、連携してまちづくりを進めることとしております。

12ページでは、計画期間といたしまして、平成28年4月1日から、平成33年3月31日までの5箇年間で定めております。

13ページからは、2. 産業の振興とし、農業、林業、水産業、起業の促進、商工業、観光・リゾートなどについて記載をしております。

29ページから平成28年度から平成32年度までの事業計画といたしまして、57の事業をそれぞれの区分にわけて掲げてございます。

次に、33ページからは3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進として、道路、交通機関、情報通信、地域間交流について記載をしており、37ページからは事業計画として、196の事業をそれぞれの区分にわけて掲げてございます。

次に、49ページからは、4. 生活環境の整備として、水道施設、下水処理施設、廃棄物処理、消防施設、公営住宅対策、生活安全対策について記載をしており、52ページからは事業計画として、55の事業をそれぞれの区分にわけて掲げてございます。

次に、58ページからは、5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進として、高齢者福祉、保健事業、児童福祉、障がい者福祉、その他の福祉について記載をしており、62ページからは事業計画として、10の事業をそれぞれ区分にわけて掲げてございます。

次に、64ページの6. 医療の確保では、地域医療の確保、救急医療体制の確保について記載をしております。

65ページからの7. 教育の振興では、学校教育、生涯学習、集会施設について、記載してございます。

70ページからは事業計画として、16の事業をそれぞれの区分にわけまして、記載してございます。

次に、72ページからは、8. 地域文化の振興等について記載してございます。

73ページからは事業計画として、2つの事業を掲げてございます。

次に、74ページからは、9. 集落の整備を。75ページからは、10. その他地域の自立促進に関し必要な事項について、記載してございます。

最後に、77ページから83ページまでにつきましては、特別事業分と記載してございますが、ソフト事業について掲げてございます。産業の振興からその他地域の自立促進に関し、必要な事項までの区分に応じまして、59の事業を掲げてございます。

以上、ハード事業があわせまして、336事業、ソフト事業が59事業、あわせまして395事業を掲げてございます。

以上で、紀北町過疎地域自立促進計画の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いをいたします。

---

## 日程第8～14

### 瀧本攻議長

次に、議案第5号・6号・7号・8号・9号・10号・11号の7件についての内容の説明を求めます。

堀総務課長。

### 堀秀俊総務課長

それでは、議案第5号 紀北町行政不服審査会条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の4ページをご覧ください。

議案第5号 紀北町行政不服審査会条例

紀北町行政不服審査会条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月3日提出

提案理由、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求の審理のために紀北町行政不服審査会を設置するにあたり、本条例を制定する必要性が生じたためであります。

条例内容の説明の前に、法改正等の経過説明からさせていただきます。

まず、行政不服審査法は行政庁の処分に対する審査を求める権利や、その手続き等を定めたものでありますが、改正前は例えば町の処分に対して、審査請求、いわゆる不服申し立て等がなされた場合、その処分を行った担当課において、審理をに対応してきておりますが、改正後は処分に関与した課以外の職員を、町長が審理員に指名し、審理にあたらせることとなります。

さらに、その審理員の審理内容について、より公正性を確保するため、有識者からなる第三者委員会を設置し、諮問することが義務づけられましたことによりまして、本条例を制定するというものであります。本審査会につきましても、町単独で有識者委員会である組織を設置することが困難であるため、情報公開、個人情報保護審査会と同様に、三重県町村会により委員の人選等、統一行政不服審査会としてとりまとめていただき、県内の市町、一部事務組合等も含め、40団体がそれぞれに同様の条例を整備した上で、共同利用をする手法により設置するものであります。

それでは、条例内容につきまして、説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。

第1条は、この審査会は行政不服審査法第81条第1項、地方公共団体に執行機関の附属機関として審査会を置くという規定を、根拠として設置するものであることを規定しております。

第2条では、委員会は5名以内の委員で組織するとしております。先ほど申し上げたとおり、町村会によりまして、弁護士を含む有識者の推薦をいただき、町長が委嘱することとなります。

第3条は、委員について規定するものでありますが、第1項から第5項におきましては、委員の任期は3年、再任を可とするとともに、委員に職務上の義務違反等、適しない非行があると認められる場合には、罷免できるものとしております。

また、第6項では、職務上の秘密の保持。第7項では報酬については、別途定めるものとしております。

第4条は、審査会に互選による会長をおき、第5条では審査会に専門事項の調査をさせ

る専門委員を設けることができるとしております。

6ページをご覧ください。

第6条は、会議の招集と、第7条は審査会の庶務は、総務課が処理するものとしております。

第8条は、その他必要事項の規則委任を定め、第9条では審査委員会委員及び専門委員について、職務上知り得た秘密の保持に違反した場合の罰則規定を定めております。

なお、附則により、この条例は行政不服審査法の施行日である、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

### **堀秀俊総務課長**

続きまして、議案第6号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例の全部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の7ページをご覧ください。

議案第6号 行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例の全部を改正する条例

行政不服審査法の全部改正による関係条例の整理に関する条例（平成27年紀北町条例第6号）の全部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が制定されたことに伴い、本条例を改正する必要が生じたためであります。

本条例は、行政不服審査法の改正により関係法令があわせて改正されたことに伴い、平成27年紀北町条例第6号により、本町関係条例の一部を一括改正した条例について、さらなる改正が必要となったため全部改正するものであります。

主な内容は、行政不服審査法改正に伴う法律番号の改正と、行政不服に対する異議申立、その他の不服申立が審査請求に統一されたこと等に伴う改正であります。

8ページから12ページは、改正文であります。それぞれの関係条例の改正内容につきましては、13ページから21ページの新旧対照表で説明させていただきます。

13ページをご覧ください。

まず、第1条関係、紀北町行政手続条例の改正であります。第3条第10号中、旧条例の、

異議申立てその他の不服申立てが審査請求に統一されるために削除され、決定その他の処分も裁決に統一されることから、削除されるものであります。

次に、第2条関係、紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。行政不服審査法の全部改正により、第27条第2項中に引用する法律番号及び条ズレを改めるものであります。

次に、第3条関係、紀北町税条例の改正であります。第18条の2第1項中の不服申立てを審査請求に改めるものであります。

14ページをご覧ください。

第4条関係、紀北町固定資産評価審査委員会条例の改正であります。第4条の改正につきましては、法改正に基づき審査の手続き等に関する規定を追加し、条文整理をするものであります。

15ページをご覧ください。

前ページから続きます、第6条第2項につきましては、書面審議の際の長から求めた弁明書について、旧条例では申し出について、全部を容認する場合は申し出人への弁明書の概要の送付はいらなかったものを、新条例では請求内容を容認する、しないに関わらず送付するものと改正するものであります。

第11条につきましては、決定書の作成について、法改正に基づき具体的に盛り込む事項を追加するものであります。

次に、第5条関係、紀北町手数料条例の改正であります。行政不服審査法の改正により、審査請求人は審査にかかる提出書類の書面の交付を求めることができ、条例で定める額の手数料を納めるものとするという規定が定められたことに伴い、別表の末尾に、その他法令に基づく書類の写しの交付または電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付についての手数料として、白黒コピーは手数料、A3以下は1面につき10円、A3規格を超えるものは1面につき200円、カラーはA3規格以下、1面につき50円とする項目を追加するものであります。

その他法令に基づくとしておりますのは、行政不服審査法に基づくもののみならず情報公開等の他の根拠法令に基づくものを含むという意味でございます。

次に、第6条関係、紀北町消防団員等公務災害補償条例の改正であります。

第26条、異議申立てを審査請求に改めるものであります。

16ページをご覧ください。

第7条関係、紀北町情報公開条例の改正であります。まず目次につきましては、不服申立てを審査請求に改めるものであります。第2章第2節は、不服申立てを審査請求に改めるとともに、情報公開にかかる審査請求は条例公開条例に基づき、紀北町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとなっていることから、行政不服審査法に基づく審理員による審理は適用除外となること。

ただし、第21条第1項の規定により、議会が紀北町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しない場合は、この限りではないという規定を。

第18条第2項、審理員による審理手続きに関する規定の適用除外として追加するものであります。

第19条第1項は、不服申立てを審査請求に改め、条文整備をするものであります。

17ページをご覧ください。

さらに第1項の次に、情報公開・個人情報保護審査会への諮問を必要とせず、町の審理員により審理を行う場合には、行政不服審査法に規定された弁明書の写しを添えなければならないとすることを、第2項として追加し、以下、各号を繰り下げ使用の文言整備をするものであります。

第20条または次ページにわたっております、第21条の改正につきましても、不服申立てが審査請求となる関係部分について、所用の文言整備をするものであります。

18ページをご覧ください。

第8条関係、紀北町個人情報保護条例の改正であります。本条例につきましても、紀北町情報公開条例と同様に、不服申立てが審査請求となる関係部分について、所用の文言整備をするものであります。

また、12ページの附則によりまして、この条例の施行日は、行政不服審査法の施行日である、平成28年4月1日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### **堀秀俊総務課長**

続きまして、議案第7号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書22ページをご覧くださいと思います。

議案第7号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙の

とおり改正する。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、人事院勧告による一般職の職員の給与の見直し及び地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

それでは、まず平成27年の人事院勧告の内容について、要点を説明させていただきます。

まず1点目は、民間企業との格差を埋めるため、給料表1級の初任給を2,500円引き上げるなど、給料表平均で改定率0.4%の引上げを実施する。

2点目は、期末勤勉手当について、勤勉手当の支給率を0.1月分引上げ、期末勤勉あわせ年間の支給率を1月分から4.2月分に改定するというものであります。人事院勧告による本条例の改正につきましては、例年であれば12月議会に一部改正議案を上程しておりましたが、今回は国会審議が遅れ、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の成立が、平成28年1月20日となったことから、本年度施行の改正内容と、来年度以降施行となる改正内容を、第1条関係、第2条関係と区分し、本定例会へ上程させていただくものであります。

23ページから28ページは改正分ではありますが、改正内容につきましては、29ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

まず1条関係であります。

勤勉手当、第28条第2項の第1号につきましては、旧条例では6月、12月、いずれも100分の75の率としているものを、新条例では12月分に100分の10をプラスして、100分の85とするものであります。

第2号につきましては、再任用職員については、同様に12月分に100分の5をプラスするものであります。

附則の第12項につきましては、6級の俸給を受ける職員で、55歳に達した職員である特定職員についての規定を、今回の改定にあわせ改正するものであります。

30ページをご覧ください。

続いて、別表（第4条関係）の改正ではありますが、行政職員の給料表であります。

30ページから33ページが、改正後の給料表で、34ページから37ページが改正前の給料表であります。この給料表は、国家公務員の給料表に準じたものであり、若年層の適用号給の上がり幅が大きく、高年齢層の適用号給については低く抑えた改定となっております。

38ページをご覧ください。

第2条関係であります。

第1条は、地方公務員法の一部改正に伴い条ズレを改めるものであります。

第4条第1項は、別表が増えることから給料表を別表から別表1に改めるものであります。

また、第2項につきましては、法改正により規則で定めていた標準的な職務内容を条例で規定することとなったため、別表2の等級別基準職務表を定めるものであります。

続いて、勤勉手当、第28条第2項第1号の改正であります。38ページから39ページにわたっておりますが、第1条関係で、勤勉手当の率を12月の支給分として、100分の10増したものを、平成28年度からは6月、12月を均等に100分の80と改正するものであり、第2号の再任用職員についても均等の100分の37.5とするものであります。

39ページ附則の第12号につきましても、特定職員について同様の改正をするものであります。

以下は先ほど説明させていただきました別表から別表第1と改め、別表第2 等級別基準職務表を追加するものであります。

ここで恐れ入りますが、27ページにお戻りいただきたいと思っております。

下段のところになります。今回、改正にかかる附則の追加であります。

第1条第1項では、今回の改正のうち第1条関係は公布日から施行し、第2条関係は、平成28年4月1日から施行するというものであります。

また、第2項で第1条関係の条例については、平成27年4月1日に遡って適用すると定めたものであります。

28ページをご覧ください。

第2条は、第1条関係で改正された条例に基づく前に支給された給与は、改正後の条例の内払いと見なすとするもので、改正後の条例に基づく給与との差額については別途支給するものであります。

第3条は、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしてあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### **堀秀俊総務課長**

続きまして、議案第8号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の40ページをご覧ください。

議案第8号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  
紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

41ページから45ページは改正文であります。今回の改正は、人事院勧告に基づき現業職給料表を改正するものであります。

46ページから49ページは改正後の給料表、50ページから53ページが改正前の給料表となっておりますので、お確かめいただきたいと思っております。

また、45ページの附則によりこの条例は公布日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### **堀秀俊総務課長**

続きまして、議案第9号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明させていただきます。

議案書54ページをご覧ください。

議案第9号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀北町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、地方公務員法等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

55ページは改正文であります。改正内容につきましては、56ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第1条は、地方公務員法の一部改正に伴い、条例ズレを整理するものであります。

第9条第1項第2号につきましては、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務を可

能とする場合について、旧条例では、小学校に就学している子のある職員としていたものに、小学校一貫教育制度導入にかかる学校教育法の一部改正等に伴いまして、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を加えるものであります。

ここで恐れ入りますが、55ページにお戻りいただきたいと思えます。

附則によりまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。第2条、経過措置といたしまして、改正後の条例第9条の規定に基づき、早出遅出出勤の請求をする場合は公布の日からすることができることを規定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

### **堀秀俊総務課長**

続きまして、議案第10号 紀北町一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の57ページをご覧ください。

議案第10号 紀北町一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の特殊勤務手当支給条例（平成17年紀北町条例第44号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

58ページは改正文であります。改正内容につきましては、59ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第1条第1項の改正のみで、地方公務員法の一部改正に伴い、条例ズレを整理するものであります。

なお、58ページの附則により、本条例の施行日は、平成28年4月1日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

### **堀秀俊総務課長**

続きまして、議案第11号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明させていただきます。

議案書60ページをご覧ください。

議案第11号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一

部を改正する条例

紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年紀北町条例第30号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、労働者災害補償保険法の改正により、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

61ページは改正文であります。改正内容につきましては、62ページからの新旧対照表で説明をさせていただきます。

附則の第5条第1項の改正は、他の法律による給付との調整率を定めた表中、傷病補償年金における本区分の調整率を0.86から0.88に改正するものであります。

また、次ページにわたる第2項の休業補償につきましても同様に調整率を0.86から0.88に改正するものであります。

恐れ入りますが、61ページにお戻りいただきたいと思います。

附則によりまして、本条例の施行日は、平成28年4月1日とし、経過措置としてこの条例の施行日前に支給すべき事由の生じた期間にかかる傷病補償年金及び傷病休業補償につきましては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

---

## 日程第15

### 瀧本攻議長

次に、議案第12号についての内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

### 武岡芳樹農林水産課長

それでは、紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の64ページをお願いいたします。

議案第12号 紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

紀北町証人等の実費弁償に関する条例（平成17年紀北町条例第38号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

議案書65ページは改正文でございます。

改正の内容につきましては、議案書66ページの新旧対照表で説明させていただきます。右側が旧条例、左側が新条例でございます。

条例第1条中の下線部、旧条例で農業委員会等に関する法律第29条第4項となっている部分を、第35条第4項に改めるものでございます。

今回の改正は、本年4月1日から施行される改正農業委員会等に関する法律の農業委員会の求めにより出頭したものに対しては、条例の定めるところにより旅費を支給しなければならないとしている条項が、第29条から第35条に変更になったことによるものでございます。この部分の内容については、変更はございません。

議案第12号についての説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

---

### 瀧本攻議長

ここで、昼食のため1時まで休憩といたします。

(午前 11時 58分)

---

### 瀧本攻議長

定刻になりましたので、昼食前に続いて会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

### 日程第16

## 瀧本攻議長

次に、議案第13号についての内容の説明を求めます。

中村税務課長。

## 中村吉伸税務課長

それでは、議案第13号について、ご説明させていただきます。

議案書の67ページをご覧ください。

議案第13号 紀北町税条例等の一部を改正する条例

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）及び紀北町税条例等の一部を改正する条例（平成27年紀北町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、地方税法等が改正されたことに伴い、紀北町税条例等の一部を改正する必要が生じたためであります。

改正内容につきまして、ご説明させていただきます。

今回の改正は、平成27年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、この法律改正により、平成27年4月1日及び平成28年1月1日から施行する事項につきましては、昨年3月31日付けで専決処分により、町税条例の改正を行い、また、本年1月1日に施行する事項につきましては、税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例として、昨年12月25日に専決処分し、本年第1回町議会臨時議会でご承認いただき、改正を行ってきたところでございます。

この27年度の地方税の税制改正のうち徴収猶予及び換価の猶予制度の改正につきましては、地方分権を推進する観点や地域の実情がさまざまであることを踏まえ、条例で定めることとされたものでございますが、納税者が理解しやすく、また、利用しやすい制度とするために、県内各市町で調整を図るため協議することとし、これまで改正手続きを保留していたものでございます。

その協議が整い改正内容が固まりましたことから、この度の町税条例の改正を行うものでございます。

地方税法では町税を納期限までに納付しない場合は、一定の手続きにしたがい強制徴収を行うことが原則となりますが、個別の事情により強制徴収をすることが適当でないと思

められる場合には、納税者の保護を図る観点から徴収及び換価を猶予する制度が規定されております。

この猶予制度について、地方税法の改正があったものでございます。猶予制度には、徴収の猶予と換価の猶予の2種類があります。まず徴収猶予でございますが、納税者が一時に町税を納付することができない。例えば災害、盗難、病気、失業または事業の休廃止等の理由により、納付が困難であると認められる場合には、納付が困難な金額を上限といたしまして、その徴収を猶予する制度でございます。

次に、換価の猶予とは差押え財産をただちに公売等により売却し換価することによって、事業の継続あるいは生活が維持できなくなるおそれがある場合などに、町税を円滑に徴収するため差押財産の換価を猶予する制度でございます。担保の徴収基準等をこの度の改正により市町村の条例で定めることとされたものでございます。

なお猶予制度の改正につきましては、地方税に先立ちまして、国税では一昨年、国税徴収法等の改正が行われているところでございまして、この度の地方税法改正においても、同様の見直しが行われているものでございます。

なお、説明にあたりましては、法令等の引用や条項等の削除による、単に、条文番号等の繰り上げ等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

83ページから84ページ上段をお願いいたします。

第8条 徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法について、徴収猶予に係る分割納付又は分割納入の方法については、原則毎月納付とし各納付期限ごとに納付金額を定めると規定するものでございます。

続きまして、84ページから86ページをお願いいたします。

第9条 徴収猶予の申請手続等につきましては、徴収猶予に係る徴収手続きの方法や徴収猶予を受けようとする具体的な金額、徴収猶予の期間の設定等について規定するものでございます。

次に、第10条 徴収猶予の取消しにつきましては、徴収猶予の取消し事由となる徴収金以外に新たに町の債権に係る債務が不履行となった場合の当該債務を規定するものでございます。

続きまして、86ページ下段から87ページをお願いいたします。

第11条 職権による換価の猶予の手續等については、滞納処分を執行することにより滞納者の事業継続や生活維持を困難にするおそれがある場合、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認められる時には、職権による換価の猶予ができる旨を規定するものでございます。

87ページ下段から90ページ上段をお願いいたします。

第12条 申請による換価の猶予の申請手續等については、滞納者からの申請に基づき滞納者の事業継続や生活維持を困難にするおそれがある場合、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認められる時には、申請による換価の猶予ができる旨を規定するものでございます。

続きまして、第13条 担保を徴する必要がない場合については、徴収猶予の適用に際し徴収猶予に係る担保を不要とする金額、期間等を規定するものでございます。

中段の第23条 町民税の納税義務者等につきましては、地方税法の改正によりまして、法人税法の規定と同様の内容が整備されることに伴いまして、引用する法律を地方税法に改めるものでございます。

91ページをご覧ください。

附則第4条 納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、法人税法に伴っての条文改正でございます。

続きまして、91ページ下段から92ページをお願いいたします。

附則16条の2 たばこ税の税率の特例については、エコーなどの6銘柄の旧3級品、紙巻たばこについて特例税率を廃止するため削除するものでございます。

続きまして、94ページから96ページをお願いいたします。

第2条関係を説明させていただきます。平成27年6月議会においてご審議いただきました税条例等の一部改正につきまして、地方税法施行規則の一部を改正する条例が、平成27年9月30日に公布され、規定の追加等が生じたことから必要な改正を行うものでございます。主な改正内容は徴収金を納付するために用いる納付書及び同じく特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる納入書につきましては、これまでの記載事項に加え法人番号を記載するものとしたしておりましたが、この度の改正により納付書及び納入書に法人番号の記載は行わないとするものでございます。

また減免申請書等に個人番号又は法人番号を記載する旨を規定するほか、徴収猶予又換価の猶予に関する経過措置、たばこ税に関する経過措置等の施行期日に関する規定の整備

等でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

## 日程第17・18

### 瀧本攻議長

次に、議案第14号・15号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

### 大谷眞吾福祉保健課長

それでは、議案第14号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の97ページをご覧ください。

議案第14号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、学校教育法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

今回の一部改正の経緯及び必要性につきましては、学校教育法の改正に伴い、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正があり、同省令の第10条第3項第4号中、中学校の次に、義務教育学校を加えるとされました。

この省令の条項は、市町村が条例において従うべき基準であることを踏まえ、紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、今定例会に上程いたしました次第であります。

改正内容につきましては、99ページの新旧対照表でご説明させていただきます。左が新、右が旧の条例でございます。

第10条第3項第4号中、中学校の次に、義務教育学校を加えるものであります。

98ページにお戻りください。

附則につきましては、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第14号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。

### **大谷眞吾福祉保健課長**

続きまして、議案第15号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の100ページをご覧ください。

議案第15号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例

紀北町立老人ホーム赤羽寮条例（平成17年紀北町条例第84号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、介護保険法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

改正内容につきましては、102ページの新旧対照表でご説明させていただきます。左が新、右が旧の条例でございます。

第3条につきましては、介護保険法の改正に伴う条項番号の整理で、第3条第3号中、第8条第26項を第8条第27項に改めるものでございます。

101ページにお戻りください。

附則につきましては、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第15号 紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例の内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

---

## **日程第19**

### **瀧本攻議長**

次に、議案第16号についての内容の説明を求めます。

玉津環境管理課長。

## 玉津裕一環境管理課長

議案第16号 紀北町墓地使用条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書103ページをご覧ください。

議案第16号 紀北町墓地使用条例の一部を改正する条例

紀北町墓地使用条例（平成17年紀北町条例第101号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、墓地区画の状況に応じ使用料を増額又は減額することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

次の104ページは改正文でございますが、改正内容につきましては、105ページの新旧対照表でご説明いたします。右が旧条例、左が新条例です。

現行の紀北町墓地使用条例では、第6条 使用者は使用許可の際、別表に定める使用料を納付しなければならないとなっております。今回の改正案といたしましては、本文但し書きとして、ただし、町長が特に必要と認めるときは、使用料を増額又は減額することができるを加えるものでございます。

本条例ですが、紀伊長島区長島久野地内にごございます、長島墓地の設置管理に必要な事項を定めたものでございます。長島墓地は駐車場を含めました敷地面積は7,846.99㎡で、Aタイプ1,655区画、Bタイプ410区画ありまして、墓地の区画数は合計2,065でございます。また、使用料は条例の別表で、Aタイプは間口1.6m、奥行き1.2mの形状で、墓地面積1.92㎡、使用料10万6,500円で、一方、Bタイプは間口0.8m、奥行き1.2mの形状で、墓地面積0.96㎡、使用料5万3,500円と定められております。

今回の条例改正は、改葬等により返還が見込まれる区画の相当数が現状の規定とそぐわず面積が少ない区画があること。また、現在使用者がなく残っている区画につきましても、一部で規定とそぐわない区画があることから、将来、使用する場合に公平な使用料を納付していただけるよう条例を改正するものでございます。

なお、増額、減額に伴う墓地使用料は、現在Aタイプ10万6,500円、Bタイプ5万3,500円を基本といたしまして、墓地の正面間口又は墓地の面積に10%以上の相違がある場合は、当該種別の使用料に10%の増額又は減額することを考えておりまして、議案をお認めいただきましたあかつきには、紀北町墓地使用条例施行規則の一部改正を行い対応することを予定しております。

以上をもちまして、議案第16号 紀北町墓地使用条例の一部を改正する条例の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

---

## 日程第20

### 瀧本攻議長

次に、議案第17号についての内容の説明を求めます。

上野危機管理課長。

### 上野和彦危機管理課長

それでは、議案第17号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明いたします。

議案書の106ページをご覧ください。

議案第17号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

107ページは改正文であります。

今回の改正であります。消防団員等が公務上の災害により受ける本条例に基づく年金としての損害補償及び休業補償の給付について、同一の事由により厚生年金法等による年金給付をあわせて給付される場合は、本条例により支給される年金としての損害補償又は休業補償については、政令に基づく基準により損害補償の種類に応じた調整率を乗じることにより減額して支給し、厚生年金法等による年金給付については、そのまま全額が支給されることとなっています。ここで用いられる調整率は、労働者災害補償保険法施行令及び地方公務員災害補償法施行令に規定する率と同じ値を用いております。

今般これらの施行令の調整率について、一部改正が行われたことから非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令についても同様の改正が行われております。これらの

ことを受け本条例においても調整率について、所用の改正を行うものであります。

改正部分につきましては、108ページの新旧対照表で説明いたします。新旧対照表の左が新条例、右が旧条例であります。また、下線部分が今回改正しようとするところでありませ

ず附則第5条第2項の表中の1、傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）のうち、1. 障害厚生年金等について、本条例による傷病補償年金と厚生年金法による障害厚生年金等が支給される場合の調整率を0.86から0.88に改正するものであります。

次に、2. 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）のうち1. 傷害厚生年金等について、特殊公務災害に係る公務上の災害の場合の本条例による傷病補償年金と厚生年金法による障害厚生年金等が支給される場合の調整率を0.91から0.92に改正し、第1級又は第2級に該当する場合の0.90を、第1級に該当する場合には0.91に、第2級に該当する場合は0.92の値を用いることとする改正であります。

次に、109ページをお願いします。

附則第5条第5項の表中、障害厚生年金等について、本条例による休業補償と厚生年金法による障害厚生年金等が支給される場合の調整率を0.86から0.88に改正するものであります。

ここで申し訳ありませんが、ページを戻っていただき、107ページをお願いいたします。今回の条例改正につきましては、附則第1項により施行期日を、平成28年4月1日からとしています。また、附則第2項では傷病補償年金及び休業補償の新旧条例の適用について、経過措置を定めております。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

---

## 日程第21

### 瀧本攻議長

次に、議案第18号についての内容の説明を求めます。

玉津学校教育課長。

## 玉津武幸学校教育課長

それでは、議案第18号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

議案書110ページをご覧ください。

議案第18号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例

紀北町立幼稚園一時預かり保育条例（平成27年紀北町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、子育て支援の一環として、紀北町立幼稚園の一時預かり保育料のうち第3子以降の園児を無料とすることから、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

一部改正の経緯及び必要性につきましては、多子軽減における現行の年齢制限を撤廃し、第3子以降の幼稚園一時預かり保育料を無償化することより、紀北町における多子世帯の子育てを応援するものでございます。

改正の内容につきましては、112ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

左が新、右が旧の条例でございます。

第5条第1項・末尾に、ただし、第3子以降の園児に係る預かり保育料は、無料とする。を加えるものでございます。

旧条例別表第2をご覧ください。

別表第2の上段左が、小学校1年生から3年生までの子を有していない世帯、その下段左から第1子目、第2子目、第3子目以降の預かり保育料を記載してございます。

次に、上段右に小学校1年生から3年生までの子を有している世帯、その下段左から第2子目、第3子目以降の預かり保育料を記載してございます。

新条例別表第2をご覧ください。

改正により第3子以降の園児に係る預かり保育料は無料とする。となりますので、第3子の記載欄を削除させていただきました。

失礼ですが、111ページにお戻りください。

附則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第18号についての内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

たします。

---

## 日程第22

### 瀧本攻議長

次に、議案第19号についての内容説明を求めます。

宮原生涯学習課長。

### 宮原俊也生涯学習課長

それでは、議案第19号について、ご説明いたします。

議案書は113ページをご覧ください。

議案第19号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例

紀北町体育館条例（平成17年紀北町条例第169号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、志子小学校の体育館を紀北町体育館として活用することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

志子小学校につきましては、本年3月31日をもって廃校となりますが、当該体育館では地域の方々が週に4日使用されていることもありまして、社会体育施設として活用しようとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、115ページをご覧ください。

現在、当条例には紀伊長島体育館と海山体育館の2館を規定しておりますが、ここに新たに紀北町志子体育館、紀北町島原958番地を追加しようとするものでございます。この条例の施行につきましては、平成28年4月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

## 日程第23

## 瀧本攻議長

次に、議案第20号についての内容の説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

## 大谷眞吾福祉保健課長

それでは、議案第20号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

議案書の116ページをご覧ください。

議案第20号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により紀北広域連合規約（平成11年三重県指令紀北企第718号）を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、地域自治区の廃止により、事務所の所在地の表記が変更されることに伴い、紀北広域連合規約の一部を変更することについて協議する必要が生じたためであります。

変更の内容につきましては、118ページの新旧対照表で、ご説明させていただきます。

左が新、右が旧の条例でございます。

第6条中 紀北町海山区船津881番地3を、紀北町船津881番地3に改めるものであります。

117ページにお戻りください。

この附則については、この規約は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第20号 紀北広域連合規約の変更に関する協議についての内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

---

## 日程第24

## 瀧本攻議長

次に、議案第21号についての内容の説明を求めます。

武岡農林水産課長。

### 武岡芳樹農林水産課長

それでは、東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

議案書の119ページをお願いいたします。

議案第21号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により東紀州農業共済事務組合規約（平成12年三重県指令市町村第1203号）を別紙のとおり変更するための協議をすることについて同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、地域自治区の廃止により、支所の所在地の表記が変更されることに伴い、東紀州農業共済事務組合規約の一部を変更することについて協議する必要が生じたためでございます。

今回の規約の変更に係る協議は、地域自治区が3月31日をもって廃止されることにより、農業共済支所の所在地の表記が変更されることによるものでございます。

地方自治法第286条第2項では、一部事務組合の位置を変更する場合は、関係地方公共団体の協議によることとされておりまして、同法第290条の規定で一部事務組合の事務所の位置を変更する協議は、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされておりますことから、今回の議案上程となったものでございます。

続きまして、120ページをお願いいたします。

東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議書でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、東紀州農業共済事務組合規約の一部を変更する規約を次のとおり定める。

東紀州農業共済組合規約の一部を変更する規約でございます。

東紀州農業共済事務組合規約（平成12年三重県指令市町村第1203号）の一部を次のように変更する。

第4条中「紀北町海山区相賀495番地8」を「紀北町相賀495番地8」に改める。

附則 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

続きまして、121ページをお願いいたします。

東紀州農業共済事務組合同規約の新旧対照表でございます。右が旧規約、左が新規約でございます。下線の部分が規約の変更部分でございます。

支所の位置として、紀北町海山区相賀495番地8から紀北町相賀495番地8に変更するものでございます。

議案第21号についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

---

## 日程第34

### 瀧本攻議長

次に、議案第22号についての内容の説明を求めます。

井谷財政課長。

### 井谷哲財政課長

それでは、議案第22号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の内容について、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度紀北町一般会計補正予算（第7号）

平成27年度紀北町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,782万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億1,484万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月3日 提出

紀北町長 尾上壽一

6ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費でございますが、地域医療介護施設整備費助成事業など合計8件、1億1,544万4,000円を平成28年度に繰越ししようとするものでございます。

7ページをご覧ください。

第3表は、地方債補正でございますが、過疎対策事業を3億450万円から1,280万円減額して2億9,170万円に、合併特例事業を3億3,140万円から6,350万円減額して2億6,790万円に、緊急防災・減災事業を1億4,170万円から500万円増額して1億4,670万円に、国補町道道路災害復旧事業を830万円から30万円減額して800万円に、農業用施設災害復旧事業を590万円から530万円減額して60万円に、林道災害復旧事業を2,620万円から1,690万円減額して930万円に限度額を変更するものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、10ページをご覧ください。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は108万5,000円の減額で、配食サービス事業個人負担金等の実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費負担金は17万円の増額で、未熟児養育医療給付負担金の実績見込みによるものでございます。

第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第1目・総務使用料は34万5,000円の減額で、小松原住宅使用料の実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生使用料は74万6,000円の増額で、火葬場使用料と墓地使用料の利用者の増加によるものでございます。

第5目・商工使用料は2,471万5,000円の増額で、紀北町森林公園オートキャンプ場の利用者の増に伴う施設使用料の増額等でございます。

第7目・教育使用料は79万2,000円の減額で、幼稚園保育料の実績見込みによるものでございます。

11ページをご覧ください。

第2項・手数料、第3目・衛生手数料は5万7,000円の増額で、畜犬登録件数の増によるものでございます。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は1,625万7,000円の減額で、障害者自立支援給付費負担金や児童手当等負担金の実績見込みによる減額と介護保険料軽減分国庫負担金の制度見直しによる減額等でございます。

12ページをご覧ください。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は543万6,000円の増額で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金や個人番号カード交付事業費補助金等の増によるものでございます。

第2目・民生費補助金は160万2,000円の増額で、障害者地域生活支援事業費等補助金や子ども・子育て支援交付金等の実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費補助金は341万4,000円の減額で、合併浄化槽設置整備事業にかかる循環型社会形成推進交付金等の実績見込みによるものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は9,940万円の減額で、海岸保全施設整備事業費補助金の実績見込みによるものでございます。

第6目・土木費補助金は403万8,000円の減額で、社会資本整備総合交付金の実績見込みによるものでございます。

第8目・教育費補助金は60万8,000円の減額で、特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金等の実績見込みによるものでございます。

13ページをご覧ください。

第9目・災害復旧費補助金は472万6,000円の減額で、農業用施設災害復旧事業費補助金や町道道路災害復旧事業費補助金の補助率決定及び事業精算見込みによる減額でございます。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は24万9,000円の増額で、特例処理事務交付金でございます。

第2目・民生費負担金は732万9,000円の減額で、障害者介護給付費負担金や、14ページの介護保険料軽減分県費負担金等の実績見込みと制度見直しによる減額でございます。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は160万円の増額で、地域活性化支援事業補助金等の決定によるものでございます。

第2目・民生費補助金は1,630万8,000円の減額で、主なものとしては放課後児童対策事業費補助金や保育緊急確保事業費補助金の補助名称の変更による組換えのほか、事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費補助金は80万2,000円の減額で、浄化槽設置促進事業補助金の実績見込みによる減額等でございます。

15ページをご覧ください。

第4目・農林水産業費補助金は7,912万8,000円の減額で、各種補助金等の精算に伴うものでございます。

第6目・土木費補助金は270万円の減額で、木造住宅耐震補強事業費補助金の精算によるものでございます。

第7目・消防費補助金は41万3,000円の減額で、地域減災力強化推進補助金の精算によるものでございます。

第8目・教育費補助金は37万9,000円の減額で、放課後子ども教室推進事業費補助金の精算によるものでございます。

16ページをご覧ください。

第9目・災害復旧費補助金は1,421万7,000円の増額で、林道災害復旧事業費補助金の補助対象事業及び補助率の変更に伴うものでございます。

第10目・電源立地地域対策交付金は61万3,000円の減額で、交付額の決定によるものでございます。

第3項・委託金、第6目・土木費委託金は191万9,000円の減額で、海岸清掃委託金等の精算によるものでございます。

17ページをご覧ください。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は100万6,000円の増額で、近畿自動車道紀勢線事業工事用道路敷地貸付等に伴う土地貸付収入の増によるものでございます。

第2目・利子及び配当金は7,000円の増額で、基金運用による利息等でございます。

第2項・財産売払収入、第1目・不動産売払収入は779万1,000円の増額で、土地売払い収入が191万6,000円、町有林支障木伐採補償金として587万5,000円でございます。

第2目・物品売払収入は147万6,000円の減額は、金属類等の買取価格の引き下げによるものでございます。

18ページをご覧ください。

第16款及び第1項が寄附金、第4目・農林水産業費寄附金は65万円の減額で、産地水産業強化支援事業費の県補助金増額に伴う地元寄附金の減額でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は7,548万8,000円の減額で、当初予算等で財政調整基金より繰り入れをした一部を戻し入れするものでございます。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は60万円の減額で、銚子川流域魅力アップ推進事業に対する県補助金の決定によるものでございます。

第16目・災害援護資金償還事業基金繰入金は1,724万7,000円の増額で、災害援護資金償還事業により積立した基金の精算によるものでございます。

19ページをご覧ください。

第19款・諸収入、第3項及び第1目が貸付金元利収入は115万7,000円の減額で、災害援護資金貸付金返還金の実績見込みによるものでございます。

第4項・受託事業収入、第3目・農林水産業費受託事業収入は1,298万8,000円の減額で、森林総合研究所分収造林受託事業の精算によるものでございます。

第5項及び第6目が雑入は625万3,000円の減額で、20ページの土地改良施設維持管理適正化事業交付金は船津川排水機場事業実施延期による減額ほか、事業の精算によるものでございます。

第20款及び第1項が町債、第4目・農林水産業債は3,500万円の減額で、中山間地域総合整備事業と、海岸保全施設整備事業の精算見込みによるものでございます。

第6目・土木債は490万円の減額で、町道船付線道路整備事業など道路橋りょう債14事業の精算見込みによるものでございます。

21ページをご覧ください。

第7目・消防債は2,110万円の減額で、消火栓新設事業など消防債7事業の精算見込みによるものでございます。

第8目・教育債は1,030万円の減額で、紀伊長島図書館・郷土資料館改修工事等の精算見込みによるものでございます。

第9目・災害復旧事業債は2,250万円の減額で、農林水産業施設災害復旧事業債や公共土木施設災害復旧事業債の事業の精算によるものでございます。

---

## 瀧本攻議長

ここで、ちょっと休憩に入ります。

2時5分まで休憩をとります。

(午後 1時 50分)

---

## 瀧本攻議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 05分)

---

## 瀧本攻議長

井谷財政課長。

## 井谷哲財政課長

次に、歳出予算についてご説明いたします。

予算書の22ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は103万9,000円の減額で、人事院勧告に伴う職員人件費の増と報酬等の精算によるものでございます。

なお、今回の職員人件費の増額については、他の科目におきましても、同じ内容でございますので、詳細は最後に給与費明細書で説明させていただきます。

23ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は532万9,000円の増額で、個人番号カード交付事業費補助金の決定に伴う通知カード・個人番号カード関連業務委託料の増によるものでございます。

第5目・財産管理費は631万8,000円の増額で、地域づくり事業基金等の積立金と、庁舎管理事業や町有財産管理事業等は、事業の精算見込みによるものでございます。

第6目・企画費は148万円の減額で、高度情報化推進事業の負担金の決定等によるものでございます。

第7目・支所及び出張所費は220万円の減額で、海山総合支所管理事業の精算見込みによるものでございます。

24ページをご覧ください。

第12目・諸費は230万円の増額で、過誤納付による歳出還付金の増によるものでございます。

25ページをご覧ください。

第2項・徴税費 第1目・税務総務費の66万9,000円の増額と26ページ第3項及び第1目

ともに戸籍住民基本台帳費の30万9,000円の増額及び27ページの第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費の4万6,000円の増額は、すべて人事院勧告に伴う職員人件費の増によるものでございます。

28ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は3,484万8,000円の減額で、保険基盤安定負担金の決定による国民健康保険事業特別会計繰出金の増額と、紀北広域連合運営事業等の実績見込みによる補助金及び負担金の減額等によるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は2,529万5,000円の減額で、29ページの障害者地域生活支援事業及び障害者介護・訓練等給付事業等の減など、精算見込みによるものでございます。

第4目・国民年金事務費の46万6,000円の減額は、国民年金事業の精算見込みによるものでございます。

30ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は1,606万5,000円の減額で、老人福祉施設措置事業等の精算見込みと後期高齢者医療特別会計繰出金の電算事務委託料の額の決定等によるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は706万7,000円の減額で、嘱託職員等賃金の実績見込み等によるものでございます。

第4目・老人保健費は6万円の増額で、老人保健事務事業の平成26年度分の精算による返還金でございます。

31ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は85万7,000円の減額で、放課後児童クラブ対策事業等の実績見込みによるものでございます。

第2目・保育所費は851万6,000円の増額で、児童保育事業等の実績見込みによるものでございます。

第3目・児童措置費は891万5,000円の減額で、児童手当等支給事業の実績見込みによるものでございます。

32ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに災害救助費の3,888万4,000円の増額は、災害援護資金償還事業の三重県への未償還額の精算によるものでございます。

33ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は76万7,000円の増額で、人事院勧告に伴う職員人件費の増によるものでございます。

第2目・予防費は358万4,000円の減額で、予防接種事業等の実績見込みによるものでございます。

第3目・環境衛生費は393万8,000円の減額で、荷坂やすらぎ苑組合負担金の精算と、合併処理浄化槽設置基数の減によるものでございます。

34ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は105万8,000円の増額で、人事院勧告に伴う職員人件費の増によるものでございます。

第2目・塵芥処理費は資源ごみリサイクル促進事業の財源更正でございます。

35ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は7万3,000円の増額で、人事院勧告に伴う職員人件費の増によるものでございます。

第2目・農業総務費は413万1,000円の減額で、人・農地プラン事業等、各事業の精算見込みによるものでございます。

第3目・農業振興費は5,000円の増額で、農業経営体活性化事業の精算見込みによるものでございます。

第5目・農地費は1,030万5,000円の減額で、土地改良施設維持管理適正化事業の船津川排水機場事業実施延期による減額でございます。

36ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は31万4,000円の増額で、人事院勧告に伴う職員人件費の増によるものでございます。

第2目・林業振興費は189万2,000円の減額で、森林整備地域活動支援交付金事業等、各事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・林業施設費は823万9,000円の減額で、県単林道改良事業等、各事業の実績見込みによるものでございます。

第4目・町有林造成費は2,001万円の減額で、町有林造成事業の精算見込みによるものでございます。

37ページをご覧ください。

第5目・分収造林費は1,298万8,000円の減額で、分収造林事業の精算見込みによるものでございます。

38ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は4万3,000円の増額で、藻場調査事業の実績見込み等によるものでございます。

第2目・水産業振興費は122万1,000円の減額で、漁業振興対策事業等、各事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・漁港管理費は2億982万5,000円の減額で、三浦及び矢口漁港の海岸保全施設整備事業の実績見込みによるものでございます。

39ページをご覧ください。

第6款及び第1項が商工費、第1目・商工総務費は37万円の増額で、人事院勧告に伴う職員人件費の増によるものでございます。

第2目・商工業振興費は25万円の増額で、小規模事業者利子補給等事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・観光費は916万8,000円の増額で、森林公園オートキャンプ場の利用者の増によるもののほか、各事業の実績見込みによるものでございます。

40ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は31万1,000円の増額で、道路台帳修正業務委託事業の精算見込み等によるものでございます。

41ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は4万5,000円の増額で、人事院勧告に伴う職員人件費の増によるものでございます。

第2目・道路橋りょう維持費は294万4,000円の増額で、事業の精算見込みによるものでございます。

第3目・道路橋りょう新設改良費は町道道路改良事業等の財源更正によるものでございます。

42ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は97万5,000円の減額で、事業の精算見込みによるものでございます。

第3目・砂防費は95万円の減額で、急傾斜地崩壊対策事業の変更に伴い負担を減額する

ものがございます。

43ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は110万6,000円の減額で、港湾環境清掃業務委託事業の精算見込みによるものがございます。

第2目・港湾施設費は577万5,000円の減額で、江ノ浦大橋耐震化事業負担金の変更によるものがございます。

44ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は12万6,000円の増額で、人事院勧告に伴う職員人件費の増によるものがございます。

第2目・公園費は66万9,000円の減額で、事業の精算見込みによるものがございます。

45ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は758万5,000円の減額で、木造住宅耐震補強事業の精算見込みによるものがございます。

46ページをご覧ください。

第8款及び第1項が消防費、第1目・常備消防費は860万5,000円の減額で、三重紀北消防組合負担金の精算見込みによるものがございます。

第2目・非常備消防費は134万7,000円の増額で、消防団員退職報奨金の精算によるものがございます。

第3目・消防施設費は69万9,000円の減額で、主に消防機械器具整備管理事業の消火栓新設工事の精算によるものがございます。

第5目・災害対策費は820万2,000円の減額で、災害対策事業ほか各事業の精算見込みによるものがございます。

47ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は61万3,000円の減額で、児童生徒スクールバス運行事業の実績見込み等によるものがございます。

第4目・奨学費は72万円の減額で、奨学金貸与事業の実績見込みによるものがございます。

48ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は151万8,000円の減額で、特別支援学級児童介助教員設置事業の実績見込みによるものがございます。

第2目・教育振興費は53万5,000円の減額で、要保護及び準要保護児童就学援助事業の実績見込みによるものでございます。

49ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は99万2,000円の減額で、中学校管理運営事業の紀北中学校隣地購入費の精算によるものでございます。

第2目・教育振興費は財源更正でございます。

50ページをご覧ください。

第4項及び第1目が幼稚園費は36万3,000円の増額で、人事院勧告に伴う職員人件費の増と財源更正でございます。

51ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は1,210万5,000円の減額で、社会教育施設整備事業等、精算見込みによるものでございます。

第4目・文化財調査費は70万8,000円の減額で、特別天然記念物カモシカ食害対策事業等の精算見込みによるものでございます。

52ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は169万3,000円の減額で、地方創生先行型事業への振替えによるもの等でございます。

第2目・給食施設費は20万8,000円の増額で、人事院勧告に伴う職員人件費の増によるものでございます。

53ページをご覧ください。

第10款・災害復旧費、第2項・農林水産施設災害復旧費、第1目・農業用施設災害復旧費は714万9,000円の減額で、国補農業用施設災害復旧事業の補助率確定によるものでございます。

第3目・林業施設災害復旧費は財源更正でございます。

54ページをご覧ください。

第3項・公共土木施設災害復旧費、第1目・道路橋りょう災害復旧費は268万4,000円の減額で、国補町道道路災害復旧事業の精算見込みによるものでございます。

次に、55ページは地方債の残高の見込みに関する調書ですが、次のページの合計欄で説明させていただきます。

前年度末現在高は122億2,380万7,000円で、当該年度中の起債見込額は今回の補正後10億

9,640万円、当該年度中の元金償還見込額が13億109万8,000円であり、当該年度末現在高見込額は120億1,910万9,000円でございます。

次に、57ページの給与費明細書をご覧ください。

一番下の比較の行で、議員の報酬97万6,000円及び期末手当8万7,000円の減額は、議員数の減による報酬等の精算見込みでございます。

58ページの一般職総括の表をご覧ください。

比較の行の給与費の給料で162万円の増額、職員手当で573万3,000円の増額、共済費で151万円の増額、合計886万3,000円の増額は、人事院勧告に伴う職員人件費の増額によるものでございます。

以上で、平成27年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

---

## 日程第26・27

### 瀧本攻議長

次に、議案第23号、議案第24号の2件についての内容説明を求めます。

脇住民課長。

### 脇俊明住民課長

それでは、議案第23号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,323万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,679万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料につきましては、1,420万4,000円を減額し、3億6,289万2,000円にしようとするものでありますが、保険料の収入見込みに伴うものでございます。

第2目・退職被保険者等国民健康保険料につきましては、747万5,000円を減額し、2,701万4,000円にしようとするものでありますが、第1目と同様に保険料の収入見込みに伴うものでございます。

8ページをご覧ください。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金・第1目・療養給付費等負担金につきましては、1,717万円を減額しようとするものでありますが、療養給付費分の決算見込みによるものでございます。

第9款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目・利子及び配当金につきましては、2万5,000円を増額しようとするものでありますが、財政調整基金積立金利子の額の決定に伴うものでございます。

第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、2,335万3,000円を増額し、1億9,113万5,000円にしようとするものでありますが、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分で201万3,000円の増額は、額の決定によるもの、9ページ、職員給与費分20万6,000円の増額は、人事院勧告に伴うもの、事務費分108万円の減額は、委託料の決算見込みによるもの、保険基盤安定繰入金保険者支援分2,221万4,000円の増額は、額の決定に伴うものでございます。

第2項、第1目ともに積立基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を2,713万9,000円増額し、9,546万3,000円にしようとするものであります。

10ページをご覧ください。

第12款・諸収入、第4項及び第7目ともに雑入の、156万2,000円につきましては、三重県国民健康保険団体連合会からの精算による返還金でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

歳出でございます。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、87万4,000円減額しようとするものでございますが、人事院勧告に伴う職員人件費20万6,000円の増額と、一般事務事業におきましては、国民健康保険システム改修費の決定による108万円の減額でございます。

12ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費につきましては、療養給付費分の減額による財源の更正でございます。

13ページをご覧ください。

第7款及び第1項・共同事業拠出金、第1目・高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、886万円を増額し、8,091万2,000円にしようとするものであり、第4目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、1,878万2,000円を減額し4億9,699万8,000円にしようとするものでありますが、いずれも拠出金の額の決算見込みに伴うものでございます。

14ページをご覧ください。

第9款及び第1項・基金積立金、第1目・財政調整基金積立金につきましては、2万5,000円を増額し、2万6,000円にしようとするものでございますが、積立金利子の額の決定に伴うものでございます。

15ページをご覧ください。

第11款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第1目・国庫支出金返納金につきましては、2,371万円を増額しようとするものでありますが、前年度の療養給付費負担金及び特定健康診査・保健指導等負担金の精算による返還金でございます。

第2目・県支出金返納金29万1,000円につきましては、特定健康診査・保健指導等負担金の精算による返還金でございます。

以上で、議案第23号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

### **協俊明住民課長**

続きまして、議案第24号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧下さい。

平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成27年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ480万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,678万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、6ページをご覧ください。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金は、221万7,000円を減額し3億684万1,000円にしようとするものであり、電算事務委託料及び後期高齢者医療広域連合納付金等の額の決定に伴うものであります。

第2目の保険基盤安定繰入金は、258万5,000円を減額し、8,169万円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分の額の精算に伴うものでございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、157万円を減額し、1,321万3,000円にしようとするものでありますが、人事院勧告に伴う人件費の増額と、電算委託料の決定に伴う減額でございます。

8ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金につきましては323万2,000円を減額し5億1,832万1,000円にしようとするものでありますが、三重県後期高齢者医療広域連合納付金の精算見込みによるものでございます。

以上で、議案第24号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

## 日程第28

### 瀧本攻議長

次に、議案第25号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

### 大谷眞吾福祉保健課長

それでは、議案第25号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ239万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,650万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、説明させていただきます。

歳入予算からご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入は519万7,000円を減額し、1億5,541万3,000円とするものであります。

第1目・居宅介護サービス費収入は23万5,000円を増額し、625万1,000円とするもので、内容といたしましては、第1節の短期入所生活介護費収入の保険者収入28万5,000円の減額と、利用者収入52万円の増額であります。

第2目・施設介護サービス費収入は543万2,000円を減額し、1億4,916万2,000円とするもので、内容といたしましては、第1節の施設介護サービス費収入の保険者収入756万4,000円の減額と、利用者収入213万2,000円の増額であります。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は280万円を増額し、705万9,000円とするもので、施設介護サービス費収入の減収見込みによる基金からの繰り入れであります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は239万7,000円を減額し1億6,253万6,000円とするものであります。内容といたしましては、職員人件費の人事院勧告による43万5,000円の増額と、嘱託職員等賃金の実績見込みによる283万2,000円の減額を行うものでございます。

以上で、議案第25号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

---

## 日程第29

### 瀧本攻議長

次に、議案第26号についての内容の説明を求めます。

久保水道課長。

### 久保健作水道課長

それでは、議案第26号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成27年度紀北町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順番にご説明いたします。

収入、第1款・水道事業収益、既決予定額2億9,305万4,000円、補正予定額1億4,192万4,000円の増額、計4億3,497万8,000円。

第2項・営業外収益、既決予定額3,770万6,000円、補正予算額48万6,000円の増額、計3,819万2,000円。

第3項・特別利益、既決予定額0円、補正予定額1億4,143万8,000円の増額、計1億4,143万8,000円。

第2款・簡易水道事業収益、既決予算額1億5,192万4,000円、補正予定額1,592万1,000円の増額、計1億6,784万5,000円。

第2項・営業外収益、既決予定額5,042万8,000円、補正予定額187万2,000円の増額、計5,230万円。

第3項・特別利益、既決予定額0円、補正予定額1,404万9,000円の増額、計1,404万9,000円。

支出でございます。

第1款・水道事業費用、既決予定額3億146万円、補正予定額53万9,000円の減額、計3億92万1,000円。

第1項・営業費用、既決予定額2億7,999万7,000円、補正予定額363万9,000円の減額、計2億7,635万8,000円。

第2項・営業外費用、既決予定額2,141万円、補正予定額310万円の増額、計2,451万円。

第2款・簡易水道事業費用、既決予定額1億2,883万6,000円、補正予定額3万4,000円の減額、計1億2,880万2,000円。

第1項・営業費用、既決予定額1億1,225万8,000円、補正予定額3万4,000円の減額、計1億1,222万4,000円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,763万8,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額995万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,087万1,000円、建設改良積立金1億681万1,000円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目・既決予定額・補正予定額・計の順番にご説明いたします。

収入、第1款・資本的収入、既決予定額1億1,449万3,000円、補正予定額1,000万円の増

額、計1億2,449万3,000円。

第3項・企業債、既決予定額6,810万円、補正予定額1,000万円の増額、計7,810万円。

支出、第1款・資本的支出、既決予定額3億5,219万2,000円、補正予定額993万9,000円の増額、計3億6,213万1,000円。

第1項・建設改良費、既決予定額2億2,757万1,000円、補正予定額993万9,000円の増額、計2億3,751万円。

2ページをお願いいたします。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた限度額を次のように改める。

起債の目的、簡易水道事業債、既決予定額3,410万円、補正予定額510万円の増額、計3,920万円。

過疎対策事業債、既決予定額3,400万円、補正予定額490万円の増額、計3,890万円。

簡易水道事業債・過疎対策事業債の既決予定額の合計額6,810万円、補正予定額の合計額1,000万円、限度額の合計額7,810万円

起債の方法・利率・償還の方法は記載のとおりでございます。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 予算第8条中(1)職員給与費「8,511万1,000円」を「8,092万4,000円」に改める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 予算第10条中たな卸資産の購入限度額「730万円」を「1,100万円」に改める。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算書の20ページでご説明させていただきます。

平成27年度紀北町水道事業会計補正予算(第3号)実施計画説明書収益的収支の収入でございます。

第1款・水道事業収益は、補正予定額1億4,192万4,000円を増額し、4億3,497万8,000円とするものでございます。

第2項・営業外収益は48万6,000円を増額し3,819万2,000円にするものでございます。

4目・雑収益は48万6,000円を増額し、59万9,000円にするものでございます。

これは平成27年8月6日に水道施設が落雷被害を受けたため、日本水道協会に加入して

いる水道機械設備損害保険からの損害保険金を受けたものでございます。

第3項・特別利益、第1項・その他特別利益は、1億4,143万8,000円を増額し、1億4,143万8,000円とするものでございます。この中で主なものとしましては、退職給付引当金戻入益がありますが、申し訳ないんですが、もう1枚19ページに戻っていただきまして、注記のところに、1番重要な会計方針にかかる事項に関する注記というのがございます。1. 引当金の計上方法、(1) 退職給付引当金、職員の退職手当は三重県市町総合事務組合への退職手当負担金以外の追加負担については、一般会計との取り決めに基づき、一般会計が追加費用となる、その全部を負担とすることになりましたので、退職給付引当金は計上しないということで、平成26年度当初引当金を積みせていただきましたが、この件については、27年度分を積み立てする予定でしたが、そういったことから減額ということで、1億4,049万1,000円を減額いたします。

その他特別利益ですが、消費税及び地方消費税の還付金94万7,000円でございます。

また、20ページに戻っていただきまして、第2款・簡易水道事業収益からお願いいたします。第2款・簡易水道事業収益は1,592万1,000円を増額し、1億6,784万5,000円とするものでございます。

第2項・営業外収益は187万2,000円を増額し、5,230万円とするものでございます

第3目・雑収益187万2,000円を増額して187万2,000円とするものでございます。

これは水道事業でご説明いたしました同様の保険金収入でございます。

第3項・特別利益、第1目・その他特別利益は1,404万9,000円を増額して、1,404万9,000円にするものでございます。これは先ほどのご説明させていただきました、退職給付引当金の戻入分でございます。

21ページをお願いいたします。

支出でございます。

第1款・水道事業費用は53万9,000円を減額して、3億92万1,000円とするものでございます。

第1項・営業費用は363万9,000円を減額し、2億7,635万8,000円とするものでございます。

第2目・配水及び給水費は、15万円を増額して949万7,000円とするものでございます。これは給配水管修繕用材料代でございます。

第3目・総係費は378万9,000円を減額して、1億342万9,000円とするものです。これは

人事院勧告による給料・手当関係の増額と退職給付引当金の繰入額の減額でございます。

第2項・営業外費用は310万円を増加して、2,451万円とするものです。

第2目・消費税及び地方消費税は、310万円を増額して870万円にするものでございます。これは消費税及び地方消費税の納付額でございます。

22ページをお願いいたします。

第2款・簡易水道事業費用は、3万4,000円を減額して、1億2,880万2,000円にするものでございます。

第1項・営業費用は3万4,000円を減額して、1億1,222万4,000円にするものでございます。

第2目・配水及び給水費は、15万円を増額して823万8,000円とするものです。これは給配水管修繕用材料代でございます。

第3目・総係費は38万9,000円を減額して、1,113万3,000円とするものでございます。これは水道事業費用と同様の理由によるものでございます。

第6目・その他営業費用は、20万5,000円を増額して30万円とするものでございます。これは給水装置工事用材料売却原価です。

23ページをお願いいたします。

資本的収支の収入でございます。

第1款・資本的収入は、1,000万円を増額して、1億2,449万3,000円とするものでございます。

第3項・企業債、第1目・企業債は、1,000万円を増額して7,810万円にするものでございます。これは簡易水道事業債と過疎対策事業債の精算によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

支出でございます。

第1款・資本的支出は、993万9,000円を増額し、3億6,213万1,000円とするものでございます。

第1項・建設改良費は、993万9,000円を増額して2億3,751万円とするものでございます。

第1目・上水道改良費は、315万7,000円を増額し、8,577万7,000円とするものでございます。これは山本地区配水管布設工事の精算によるものでございます。

第2目・固定資産購入費は201万2,000円を増額し、6,952万6,000円にするものでござい

ます。三浦浄水場設備更新に伴う設計業務費でございます。

第3目・簡易水道改良費は477万円を増額して、8,220万7,000円にするものでございます。委託料・工事請負費とも精算によるものでございます。

以上で、議案第26号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

---

### **瀧本攻議長**

それでは、3時5分まで休憩をとります。28年度に入りますので。

（午後 2時 52分）

---

### **瀧本攻議長**

定刻になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時 05分）

---

## **日程第30**

### **瀧本攻議長**

議案第27号の内容説明を求めます。

井谷財政課長。

### **井谷哲財政課長**

それでは、議案第27号 平成28年度紀北町一般会計予算の内容について、説明させていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

平成28年度 紀北町一般会計予算

平成28年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98億5,390万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

2ページをご覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月3日 提出

紀北町長 尾上 壽一

続きまして、8ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為でございます。本庁舎機械警備業務委託料など、全部で10件でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

第3表 地方債でございます。限度額は過疎対策事業ほか合計で12億2,073万3,000円でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明申し上げます。

12ページをご覧ください。

第1款・町税、第1項・町民税、第1目・個人は4億8,378万1,000円でございます。前年度と比較し3,419万6,000円の減額でございます。

第2目・法人は、9,023万7,000円でございます。前年度と比較し916万4,000円の減額でございます。

第2項及び第1目ともに固定資産税は6億3,269万9,000円でございます。前年度と比較し541万2,000円の減額でございます。

13ページをご覧ください。

第2目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金は521万1,000円で、森林管理署及び三重県からの交付金ですが、前年度と比較し1,737万9,000円の減額でございます。

第3項及び第1目ともに軽自動車税は4,149万2,000円で、前年度と比較し236万2,000円の増額でございます。

第4項及び第1目ともに町たばこ税は1億2,122万4,000円で、前年度と比較し521万6,000円の減額でございます。

14ページをご覧ください。

第2款・地方譲与税、第1項及び第1目ともに地方揮発油譲与税は1,840万円で前年度と比較し150万円の減額でございます。

第2項及び第1目ともに自動車重量譲与税は4,840万円で、前年度と比較し680万円の増額でございます。

第3款、第1項、第1目ともに利子割交付金は470万5,000円で、前年度と比較し34万円の減額でございます。

15ページをご覧ください。

第4款、第1項、第1目ともに配当割交付金は530万4,000円で、前年度と比較し176万8,000円の減額でございます。

第5款、第1項、第1目ともに株式等譲渡所得割交付金は162万1,000円で、前年度と同額となっております。

第6款、第1項、第1目ともに地方消費税交付金は2億9,800万円で、前年度と比較し1億100万円の増額でございますが、消費税率が8%になり、それに伴い地方消費税率が1.7%になったことによるものでございます。

16ページをご覧ください。

第7款、第1項、第1目ともに自動車取得税交付金は1,700万円で、前年度と比較し400万円の増額となり、第8款、第1項、第1目ともに地方特例交付金は520万円で、前年度と比較し50万円の増額でございます。

第9款、第1項、第1目ともに地方交付税は40億6,925万6,000円でございます。このうち普通交付税は38億425万6,000円、特別交付税は2億6,500万円でございます。合わせて前年度と比較し5,853万1,000円、約1.5%の増でございます。

17ページをご覧ください。

第10款、第1項、第1目ともに交通安全対策特別交付金は185万円で、前年度と比較し35万円の増額でございます。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第1目・総務費負担金は20万円で、三重県南部地域活性化基金事業市町負担金でございます。

第2目・民生費負担金は7,371万9,000円でございますが、主なものとしましては、私立保育所保育料負担金5,449万円、老人ホーム入所負担金の赤羽寮分954万6,000円等でございます。

第3目・衛生費負担金は3万円でございます。

18ページをご覧ください。

第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第1目・総務使用料は253万2,000円で前年度と比較し40万2,000円の減額でございます。

第2目・民生使用料は3,000円でございます。

第3目・衛生使用料は682万1,000円で、主なものは、一般廃棄物処理施設使用料408万円でございます。

第4目・農林水産使用料は211万2,000円でございます。

第5目・商工使用料は6,794万9,000円で、主なものとしましては、古里温泉施設使用料の2,265万円、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料の4,065万円等でございます。

19ページをご覧ください。

第6目・土木使用料は4,812万2,000円で、主なものは、町営住宅使用料4,349万円でございます。

第7目・教育使用料は460万6,000円で、主なものは、教員住宅使用料174万円、幼稚園保育料152万7,000円等でございます。

20ページをご覧ください。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は821万6,000円で、主なものとしましては、戸籍手数料433万9,000円、住民票手数料165万8,000円等でございます。

第3目・衛生手数料は79万1,000円でございます。

第4目・農林水産手数料は1万7,000円でございます。

21ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は4億8,723万8,000円で、主なものとしましては、障害者自立支援給付費負担金1億8,868万7,000円、子どものための教育・保育給付費負担金1億3,983万1,000円、児童手当等負担金1億2,615万6,000円等でございます。

第2目・衛生費負担金48万5,000円は、未熟児養育医療負担金でございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金136万7,000円は、個人番号カード交付事業費補助金でございます。

22ページをご覧ください。

第2目・民生費補助金1億7,161万8,000円は、主なものとしましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金国庫補助金1億3,128万7,000円等でございます。

第3目・衛生費補助金は395万6,000円で、主なものとしまして、循環型社会形成推進交付金343万2,000円で、合併浄化槽設置整備事業に充当しております。

第4目・農林水産業費補助金は1億6,050万円で、主なものとしましては、海岸保全施設整備事業費補助金1億5,000万円等でございます。

第6目・土木費補助金は、社会資本整備総合交付金の8,577万4,000円で、橋りょう長寿命化修繕事業、トンネル長寿命化修繕事業や木造住宅耐震補強事業等に充当いたします。

第8目・教育費補助金は8,491万6,000円で、主なものとしましては、23ページをご覧ください。特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金の466万6,000円や学校施設環境改善交付金で、社会体育施設整備事業に充当する7,747万4,000円などがございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は21万5,000円でございます。

第2目・民生費委託金は502万5,000円で、主なものは、国民年金事務委託金の482万1,000円等でございます。

24ページをご覧ください。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は95万円で、特例処理事務交付金でございます。

第2目・民生費負担金は3億3,452万7,000円で、主なものとしましては、障害者介護給付費負担金9,293万1,000円、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の基盤安定事業費負担金1億3,492万3,000円のほか、施設型給付費・地域型保育給付費負担金6,991万5,000円等

でございます。

第3目・衛生費負担金24万2,000円は、未熟児養育医療負担金でございます。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は231万7,000円で、主なものは、移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金200万円で、移住・定住・交流促進事業に充当いたします。

25ページをご覧ください。

第2目・民生費補助金は7,503万8,000円で、主なものとしましては、心身障害者医療費補助金3,520万円、子ども医療費補助金1,625万円、地域子ども・子育て支援事業補助金1,069万1,000円等でございます。

第3目・衛生費補助金は667万5,000円で、主なものとしましては、浄化槽設置促進事業補助金338万7,000円や健康増進法健康増進事業費補助金142万5,000円等でございます。

第4目・農林水産業費補助金は7,829万7,000円で、主なものとしましては、団体営ため池等整備事業費補助金1,000万円、26ページのみえ森と緑の県民税市町交付金953万7,000円、市町営漁港海岸保全事業費補助金3,000万円等でございます。

第5目・商工費補助金は337万2,000円で、主なものは、三重県南部地域活性化基金事業費補助金159万1,000円で、特産品開発事業に充当いたします。

第6目・土木費補助金は491万4,000円で、木造住宅耐震関係補助金でございます。

第7目・消防費補助金は525万6,000円で、地域減災力強化推進補助金でございます。

第8目・教育費補助金は395万円で、学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金等でございます。

27ページをご覧ください。

第10目・電源立地地域対策交付金は1,145万4,000円で、嘱託職員等賃金及び消防施設・機械器具整備事業に充当いたします。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は4,230万円で、主なものとしましては、税務一般事務事業及び町税賦課徴収事業等に充当する県民税徴収取扱委託金2,160万円、参議院議員選挙執行委託金1,592万2,000円のほか統計調査費委託金等でございます。

第4目・農林水産業費委託金は185万円で、海岸維持修繕事業委託金等でございます。

28ページをご覧ください。

第6目・土木費委託金は1,658万7,000円で、主なものとしましては、海岸清掃委託金640万円、江ノ浦橋管理委託金480万円等でございます。

第7目・消防費委託金は160万円で、樋門管理委託金でございます。

第8目・教育費委託金は12万円で、子ども支援ネットワーク事業委託金でございます。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は606万9,000円で、町有地貸付収入等でございます。

29ページをご覧ください。

第2目・利子及び配当金の845万1,000円は、基金運用利息等でございます。

第2項・財産売払収入、第2目・物品売払収入は200万円でございます。

第16款及び第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金は5,000万円で、ふるさと寄附金でございます。

30ページをご覧ください。

第4目・農林水産業費寄附金は150万円で、県単沿岸漁場整備事業に対する寄附金でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は6億2,472万8,000円で、前年度と比較し1億4,517万6,000円の増でございます。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は2,147万9,000円で、種まき権兵衛の里管理運営事業及び観光振興推進事業の高速道路延伸関連に充当いたします。

第4目・福祉事業基金繰入金は403万円で、老人福祉特別対策事業に充当いたします。

第8目・庁舎等改築及び改修基金繰入金は478万4,000円で、庁舎管理事業等に充当いたします。

31ページをご覧ください。

第17目・交通安全対策事業基金繰入金は54万7,000円で、交通安全対策（基金）事業に充当いたします。

第18目・ふるさと応援基金繰入金は5,072万8,000円で、ふるさと寄附金の返礼品等及び図書備品などに充当いたします。

第18款、第1項、第1目ともに繰越金は8,984万3,000円で、一般会計歳計剰余金でございます。

第19款・諸収入、第1項・延滞加算金及び過料、第1目・延滞金は1,399万2,000円で、32ページの第2目・加算金は1,000円でございます。

第2項及び第1目ともに町預金利子は1,000円でございます。

第3項及び第1目ともに貸付金元利収入は867万6,000円で、奨学資金貸付金返還金が627

万6,000円、災害援護資金貸付金返還金が240万円でございます。

33ページをご覧ください。

第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は3,466万6,000円で、地域支援事業受託事業収入等でございます。

第3目・農林水産業費受託事業収入は1,773万8,000円で、森林総合研究所分収造林受託事業収入等でございます。

第5項・雑入、第2目・弁償金は1,000円、第6目・雑入は4,389万2,000円で、主なものとしましては、34ページの三重県市町村職員互助会公益事業等助成金の600万円、オータムジャンボ配分金540万円。

36ページをご覧ください。

消防団員退職報償金722万5,000円などでございます。

37ページをご覧ください。

第20款及び第1項ともに町債、第1目の総務債は1億700万円で、過疎地域自立促進特別事業債で、対象となるソフト事業として、CATV行政放送事業をはじめとする19事業に充当いたします。

38ページをご覧ください。

第2目・民生債8,910万円は合併特例事業債で、紀北広域連合運営事業に充当いたします。

第4目・農林水産業債1億2,900万円のうち農業債90万円は過疎対策事業債で、中山間地域総合整備事業に充当し、水産業債1億2,810万円は合併特例事業債で、海岸保全施設整備事業に充当いたします。

第6目・土木債1億5,360万円はすべて過疎対策事業債で、町道矢口奥5号線道路整備事業など16事業に充当いたします。

第7目・消防債3,070万円のうち避難路整備事業債680万円は、緊急防災・減災事業債、避難路誘導灯設置事業債390万円は合併特例事業債、その他の3事業が過疎対策事業債で合計2,000万円でございます。

39ページをご覧ください。

第8目・教育債4億1,470万円のうち社会教育債900万円は緊急防災・減災事業債で、海山公民館特定天井改修工事に充当し、保健体育債4億570万円は合併特例事業債で、社会体育施設整備事業に充当いたします。

第10目・臨時財政対策債は2億9,663万3,000円で、前年度と比較し6,336万7,000円の減額でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出予算を説明させていただきます。

人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明させていただきます。

40ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は9,185万4,000円で、議会活動及び議会事務局運営事業は7,202万9,000円でございます。

42ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は5億3,612万7,000円でございます。

嘱託職員等賃金は5,610万4,000円で、社会保険料等共済費及び事務補助員12名分の賃金でございます。

総合住民情報システム運営事業は5,070万1,000円で、総合住民情報システムの運営に要する経費でございます。

44ページをご覧ください。

第2目・文書広報費は5,531万6,000円で、一般広報・広聴事業1,170万6,000円は、広報きほくの発行に要する経費等でございます。CATV行政放送事業は2,001万4,000円で、行政放送番組「ふるさと紀北町」の番組の製作等に要する経費でございます。

文書取扱事業は1,886万8,000円で、文書の処理、收受、発送及び複写機等の使用に要する経費でございます。

45ページをご覧ください。

第3目・財政管理費は1,120万1,000円で、主に、財務会計システム運営に要する経費でございます。

第4目・会計管理費は114万8,000円で、会計管理事務に要する経費でございます。

第5目・財産管理費は1億6,162万円でございます。

このうち庁舎管理事業3,314万8,000円は、本庁舎や職員用パソコンの維持管理等に要する経費でございます。

また、基金管理事業6,315万4,000円は、基金の積立等に要する経費でございますが、ふるさと応援基金積立金5,000万円のほか地域づくり事業基金積立金等でございます。

46ページをご覧ください。

第6目・企画費は9,747万9,000円でございます。主なものとしましては、地方バス運行対策事業は1,819万7,000円で、尾鷲長島線等の維持及び廃止代替バス河合線、自主運行バスのいこかバス運行等に要する経費でございます。

47ページをご覧ください。

ふるさと寄附金（納税）推進事業は3,121万8,000円で、ふるさと寄附金受付関連事務及び返礼品に要する経費でございます。

第7目・支所及び出張所費は2,902万円でございます。

嘱託職員等賃金は4名分で822万1,000円、海山総合支所管理事業は2,004万4,000円で、海山総合支所庁舎の維持管理に要する経費でございます。

48ページをご覧ください。

第8目・公平委員会費は4万7,000円で、公平委員会の運営に要する経費でございます。

第10目・生活安全推進費は925万6,000円でございます。主なものとしては、空家等実態調査推進事業は531万9,000円で、空家等の総合的な施策の検討、空家等のデータベースの整備に要する経費のほか、交通安全対策推進事業等でございます。

第11目・一般訴訟費は8,645万7,000円でございますが、水道関係訴訟事業の損害賠償等請求上告事件・上告受理申立事件に要する経費でございます。

49ページをご覧ください。

第12目・諸費は1,061万9,000円で、町税過誤納付による歳出還付金や自治会連合会への補助金等でございます。

50ページをご覧ください。

第2項・徴税费、第1目・税務総務費は9,353万6,000円でございます。

嘱託職員等賃金は2名分の392万7,000円で、税務一般事務事業は2,444万5,000円でございます。

51ページをご覧ください。

第2目・賦課徴収費は578万4,000円で、町税の賦課・徴収に要する経費等でございます。

52ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は6,388万5,000円で、嘱託職員等賃金は4名分800万5,000円、戸籍電算管理事業は1,131万5,000円などでございます。

54ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は718万3,000円でございます。

第7目・参議院議員選挙費は1,592万2,000円で任期満了に伴う参議院議員選挙の執行にかかる経費でございます。

55ページをご覧ください。

第11目・海区漁業調整委員選挙費は242万1,000円で、任期満了に伴う三重海区漁業調整委員選挙の執行にかかる経費でございます。

56ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は176万7,000円で、経済センサス調査等の指定統計調査にかかる受託事業でございます。

57ページをご覧ください。

第6項及び第1目ともに監査委員費は73万円でございます。

58ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は9億8,737万1,000円でございます。

嘱託職員等賃金は2名分で405万8,000円でございます。

国民健康保険事業特別会計繰出金は1億9,641万6,000円で、内容としましては、保険基盤安定分、職員給与費分、財政安定化支援事業分、出産育児一時金などの国保会計への繰出金でございます。

紀北町社会福祉協議会助成事業は7,304万4,000円で、紀北町社会福祉協議会への助成金でございます。

紀北広域連合運営事業は5億409万8,000円で、紀北広域連合への負担金等でございます。

59ページをご覧ください。

年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業は1億3,128万7,000円で、低所得の高齢者又は低所得の障害・遺族基礎年金受給者に給付金を支給するものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は5億406万9,000円でございます。

心身障害者医療費助成事業は7,138万9,000円で、心身障害者の方への医療費助成でございます。

障害者地域生活支援事業は1,379万円で、障害を持つ方がその適正に応じ、地域で自立し

た社会生活を営むことができるよう実施する事業に要する経費でございます。

60ページの障害者介護・訓練等給付事業は3億7,232万2,000円で、障害を持つ方に対する在宅及び施設入所等の福祉サービスに要する経費でございます。

第4目・国民年金事務費は1,436万5,000円でございます。

62ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は4億9,433万5,000円でございます。

老人福祉特別対策事業・町単分の事業費は1,065万9,000円で、社会福祉大会など社会福祉協議会への委託料及びねたきり老人等福祉保健手当等の経費でございます。

配食サービス事業は939万6,000円で、一人暮らし高齢者等に栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて安否確認を行うための経費でございます。

後期高齢者医療特別会計繰出金は4億421万9,000円で、療養給付費等町負担金、職員人件費及び事務費等に要する経費を、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

63ページをご覧ください。

第2目・養護老人ホーム費は9,137万9,000円でございます。

嘱託職員等賃金は14名分で2,753万8,000円でございます。

老人ホーム管理運営事業は2,953万円で、老人ホーム赤羽寮養護分の運営に要する経費でございます。

65ページをご覧ください。

第3目・介護保険費は39万1,000円でございます。

第4目・老人保健費は27万4,000円でございます。

66ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は3,556万6,000円でございます。

子育て支援センター設置事業1,972万円は、民間の子育て支援センターへの事業委託経費であり、放課後児童クラブ対策事業1,555万2,000円は、放課後の児童対策として引き続き取り組むものでございます。

第2目・保育所費は4億1,712万円でございます。

嘱託職員等賃金は4名分で857万円でございます。

私立保育所保育対策事業は1,909万9,000円で、私立保育所の保育対策に要する経費でございます。

児童保育事業3億7,875万5,000円は、保育所児童保育の実施に要する経費で、町内の私立保育所7園に対して補助するものでございます。

67ページをご覧ください。

第3目・児童措置費は1億8,389万5,000円で、児童手当等の支給に要する経費でございます。

第4目・母子福祉費は5,435万円でございます。

一人親家庭等医療費助成事業は1,436万8,000円でございます。

子ども医療費助成事業3,998万2,000円は、中学校卒業までの子どもの通院及び18歳到達年度末までの子どもの入院医療費の無料化に要する経費でございます。

第5目・へき地保育所費10万6,000円は、赤羽保育所の管理に要する経費でございます。

68ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに災害救助費35万4,000円は、災害援護資金償還に要する経費で、災害援護資金利子補給金補助金等でございます。

69ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は1億8,748万円でございます。

嘱託職員等賃金は3名分で665万1,000円でございます。

地域保健共通事業7,911万5,000円は、地域保健全般に係る経費で、救急医療体制事業負担金等でございます。

70ページをご覧ください。

第2目・予防費は7,653万円でございます。

予防接種事業は3,317万3,000円で、予防接種に要する経費でございますが、任意予防接種の接種費用の一部助成も行っております。

ガン検診事業は2,050万7,000円で、各種がん検診等に要する経費でございます。

第3目・環境衛生費は5,703万8,000円でございます。

71ページをご覧ください。

火葬場及び霊柩車管理運営事業は3,178万2,000円で、主なものとしましては、海山区の浄聖苑管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金でございます。

浄化槽設置整備事業は1,717万2,000円で、合併浄化槽設置整備事業費補助金などで、墓地管理事業は362万5,000円でございます。

第4目・環境保全費は73万円でございます。

73ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は1億6,939万円でございます。

嘱託職員等賃金は1名分で207万2,000円でございます。

第2目・塵芥処理費は4億5,530万4,000円でございます。

リサイクルセンター管理運営事業は3億3,299万9,000円で、紀伊長島リサイクルセンター及び海山リサイクルセンターの施設管理費でございます。

2箇所の施設管理の主な経費としましては、燃料費、光熱水費、修繕料などの需用費が2億4,201万3,000円、RDF引取り等事業委託料が5,682万2,000円、施設の保守点検委託料が1,800万円などでございます。

ごみ収集処理事業は6,389万6,000円で、町内のごみ収集に要する経費でございます。主な経費は、ごみ収集運搬業務の委託料が6,174万8,000円でございます。

資源ごみリサイクル促進事業は2,907万7,000円で、各地区に設置した資源ごみステーションに出された資源ごみの回収及び処理等に要する経費でございます。

74ページの環境衛生センター管理運営事業は1,281万9,000円で、環境衛生センターの管理運営に要する経費でございます。

不燃物処理施設管理事業は1,284万6,000円で、不燃物処理場の維持管理に要する経費でございます。

第3目・し尿処理費7,377万円は、し尿処理場の管理運営に要する経費で、主な経費として、燃料費、光熱水費、修繕料、医薬材料費などの需用費6,826万3,000円でございます。

76ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は5,115万1,000円で、繰出基準に基づく水道事業会計への繰出金でございます。

77ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は652万6,000円で、農業委員会の運営に要する経費でございます。

第2目・農業総務費は5,974万9,000円でございます。

農政総合企画事業は1,385万7,000円で、農業の振興と総合企画に要する経費であり、主に、東紀州農業共済事務組合負担金1,045万6,000円でございます。

農業用施設管理事業1,100万7,000円は、主に、ため池整備事業実施計画策定業務委託料

でございます。

79ページをご覧ください。

第3目・農業振興費は16万6,000円でございます。

第5目・農地費は5,437万7,000円でございます。

主なものとしましては、有害鳥獣駆除事業1,553万8,000円で、有害鳥獣捕獲促進に関する経費等でございます。

80ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は3,944万9,000円で、林業の総合的な企画、運営に関する経費でございます。

第2目・林業振興費は1,552万1,000円で、主なものとしましては、81ページの、みえ森と緑の県民税市町交付金事業953万7,000円は、河川周辺森林立枯木整備事業や人家裏山林危険木伐採、集落周辺森林整備への補助をしようとするものでございます。

第3目・林業施設費2,771万円は、林道・治山関係事業でございます。

第4目・町有林造成費は7,594万8,000円で、町有林の保育、管理等を実施する町有林造成事業に6,129万1,000円等でございます。

83ページをご覧ください。

第5目・分収造林費は1,761万9,000円でございます。

84ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は2,269万1,000円で、各団体等への負担金等の水産総合企画事業が181万円のほか島勝漁村センター管理事業129万7,000円等でございます。

85ページをご覧ください。

第2目・水産業振興費4,016万1,000円は、漁業近代化利子補給金補助金、漁業協同組合施設修繕補助金等の漁業振興対策事業が2,278万6,000円、漁業者等が行う水産の多面的機能を図るための活動についての支援を目的とする水産多面的機能発揮対策事業が565万9,000円などでございます。

第3目・漁港管理費は3億4,152万9,000円でございますが、漁港を維持管理する漁港管理事業が水産物供給基盤機能保全事業委託業務2,212万3,000円を含め2,598万8,000円、三浦漁港及び矢口漁港にかかる海岸保全施設整備事業は3億1,554万1,000円でございます。

87ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は5,966万2,000円で、うち嘱託職員等賃金は3名分で631万1,000円でございます。

第2目・商工業振興費は4,361万円で、みえ熊野古道商工会への補助金である小規模経営改善普及事業費補助金1,162万円のほか、88ページをご覧ください、ふれあい広場マンドロ、道の駅マンボウ、道の駅海山及び地域振興施設の管理運営事業等でございます。

第3目・観光費は1億4,136万5,000円でございます。

観光活性化対策事業は2,813万1,000円で、きほく燈籠祭実行委員会、大白祭祭典委員会、紀北町観光協会など観光関係団体への補助金等でございます。

温泉施設管理運営事業は2,956万2,000円で、古里温泉の管理運営に要する経費でございます。

89ページをご覧ください。

紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業3,692万7,000円は、キャンプinn海山の管理運営に要する経費で、指定管理料は2,602万4,000円でございます。

観光振興推進事業の高速道路延伸関連事業2,568万8,000円は、紀北町観光協会への委託事業2,193万9,000円のほか、三重FM放送及び三重テレビ放送へのPR番組の制作委託などに要する経費でございます。

90ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は1億612万3,000円で、嘱託職員等賃金は1名分で195万2,000円、土木事業推進及び管理関係事業のほか地籍調査事業等でございます。

92ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は715万1,000円でございます。

第2目・道路橋りょう維持費は1億5,680万3,000円で、嘱託職員等賃金は3名分で860万6,000円でございます。町道道路維持補修事業は6,415万3,000円で、町道の維持補修に要する経費でございます。

93ページの第3目・道路橋りょう新設改良費は1億3,755万3,000円で、町道道路改良事業の町単分9,890万円は、町道相賀相生町2号線道路整備事業のほか町単独の道路改良事業に要する経費でございます。

下排水路整備事業1,035万3,000円は下排水路の整備改修に、町道道路改良事業の舗装2,830万円は、町道の舗装工事に要する経費でございます。

94ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は822万円で、海岸環境清掃業務委託事業などに要する経費でございます。

第2目・河川施設費は890万円で、河川改修及び維持補修に要する経費でございます。

第3目・砂防費は3,200万円で、急傾斜地崩壊対策事業の負担金でございます。

95ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は1,348万5,000円で、港湾環境清掃業務委託事業が455万円、江ノ浦橋管理委託事業が812万8,000円などがございます。

第2目・港湾施設費の1,000万円は、平成25年度から6年間の予定で施工する江ノ浦大橋耐震化事業の負担金でございます。

96ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は1,479万8,000円でございます。

第2目・公園費は104万8,000円で、都市公園の管理に係る経費でございます。

第4目・高速道路関連費は14万円でございます。

97ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は3,442万3,000円でございます。

町営住宅の維持管理にかかる町営住宅管理事業1,791万1,000円には、汐ノ津呂団地屋上改修工事、中ノ島団地政策空家解体工事等がございます。

98ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目が常備消防費は4億9,518万4,000円で、三重紀北消防組合負担金などがございます。

第2目・非常備消防費は4,216万8,000円でございます。

消防団出動事業の900万円は、出動時等の報酬でございます。

消防団員活動事業の2,508万4,000円は、消防団員の報酬、報償費、退職報償金の掛金などに要する経費でございます。

99ページをご覧ください。

第3目・消防施設費は1,780万5,000円でございます。

消防機械器具整備管理事業は628万9,000円で、消防団車両、小型動力ポンプ、消防水利の維持管理に要する経費でございます。

消防施設・機械器具整備事業1,071万2,000円は、消防団の小型動力ポンプ付積載車など

の購入に要する経費でございます。

第4目・水防費は891万6,000円で、河川海岸水防対策事業に要する経費でございます。

第5目・災害対策費は4,887万4,000円でございます。

災害対策事業の1,544万6,000円は、非常用備蓄品の購入や防災対策機器、施設の維持管理等、災害対策に要する経費でございます。

100ページの防災行政無線管理事業の1,223万8,000円は、紀北町及び三重県防災行政無線の維持管理、全国瞬時警報システムに要する経費でございます。

自主防災組織対策事業425万4,000円は、自主防災会倉庫の設置等にかかる経費として64万4,000円、昨年度に引き続き交付する自主防災会活動補助金が350万円等でございます。

地震・津波災害避難路等整備事業の1,270万円は、地震・津波避難路の整備と維持管理に要する経費でございます。

101ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第1目・教育委員会費は62万円で、教育委員会の運営に要する経費でございます。

第2目・事務局費は8,305万6,000円でございます。

主に、嘱託職員等賃金5名分の1,082万6,000円、教育委員会事務局運営事業183万円のほか、児童生徒を送迎するスクールバス運行事業984万6,000円等でございます。

102ページをご覧ください。

第3目・教育振興費は1,294万5,000円でございます。

主なものとしては、きほく子育て応援事業771万3,000円のほか、教育振興事業等がございます。

第4目・奨学費は744万2,000円で、奨学金貸与事業に要する経費でございます。

104ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は1億3,781万4,000円でございます。

嘱託職員等賃金は11名分で2,198万6,000円でございます。

小学校管理運営事業費は4,894万2,000円で、小学校10校分の維持管理に要する経費でございます。

特別支援学級児童介助教員設置事業は2,995万4,000円で、介助教員の配置に要する経費でございます。

小学校校舎等施設営繕事業は1,336万5,000円で、主に小学校校舎の修繕、改修等に要す

る経費でございます。

A L T 事業は962万3,000円で、外国語指導助手による児童生徒の英語学習に要する経費でございます。

105ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,225万1,000円でございます。

小学校教育活動振興助成事業は1,266万9,000円で、小学校教育振興経費、校医報酬、児童・教員健康診断などに要する経費でございます。

要保護及び準要保護児童の就学援助事業は718万4,000円で、学用品費、給食費など対象児童に対して就学援助を行うものでございます。

106ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は7,421万7,000円でございます。

嘱託職員等賃金は4名分で822万1,000円でございます。

中学校管理運営事業は3,043万1,000円で、中学校4校分の維持管理に要する経費でございます。

特別支援学級生徒介助教員設置事業は1,188万5,000円で、介助教員の配置に要する経費でございます。

中学校校舎等施設営繕事業は1,167万4,000円で、主に中学校校舎の修繕、改修等に要する経費でございます。

107ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,561万2,000円でございます。

中学校教育活動振興助成事業は1,383万8,000円で、中学校4校の教育振興経費、校医報酬、生徒・教員健康診断などに要する経費でございます。

要保護及び準要保護生徒就学援助事業は958万7,000円で、学用品費、給食費など対象生徒に対して様々な就学援助を行うものでございます。

108ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は5,734万9,000円でございます。

嘱託職員等賃金は3名分で632万6,000円でございます。

幼稚園管理運営事業は1,416万9,000円で、主に幼稚園2園の管理運営に要する経費でございます。

110ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は1億4,170万2,000円でございます。嘱託職員等賃金は17名分で3,509万3,000円でございます。

文化振興事業は363万6,000円、若者センター管理事業は546万1,000円でございます。

放課後子ども教室推進事業は387万3,000円で、両区に設置しております、いきいき子ども学園に要する経費でございます。

111ページをご覧ください。

社会教育施設整備事業は3,631万5,000円で紀伊長島図書館、郷土資料館の展示パネルの作製や備品購入費等でございます。

第2目・公民館費は4,106万3,000円でございます。

紀伊長島区公民館管理運営事業1,675万8,000円は、東長島公民館など公民館7館の管理運営に要する経費でございます。

海山区公民館管理運営事業2,430万5,000円は、海山公民館など公民館5館の管理運営に要する経費でございます。

112ページの第3目・郷土資料館費は185万7,000円で、郷土資料館2館の管理運営に要する経費でございます。

113ページをご覧ください。

第4目・文化財調査費は914万5,000円でございます。

特別天然記念物カモシカ食害対策事業の700万円のほか、熊野古道関係事業178万2,000円は、熊野古道ウォーキングや古道の保全に要する経費などでございます。

114ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費1,380万3,000円のうち、スポーツ交流推進事業846万3,000円は、スポーツの振興と交流をより推進するための経費でございます。

第2目・給食施設費は1億2,158万9,000円でございます。

学校給食センター管理運営事業4,728万2,000円は、海山区の小中学校・幼稚園の給食に要する経費で、給食施設管理運営事業4,923万5,000円は、紀伊長島区の小中学校・幼稚園の給食に要する経費でございます。

116ページをご覧ください。

第3目・体育施設費5億2,426万8,000円は、体育館及びグラウンドなどの管理運営に要する経費で、このうち、社会体育施設整備事業5億461万2,000円は、紀北町健康増進施設建設工事等に係るものでございます。

118ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は12億3,887万8,000円で長期債償還元金でございます。

第2目・利子は1億427万5,000円で、長期債償還利子及び一時借入金利子でございます。

119ページをご覧ください。

第14款、第1項、第1目ともに予備費は1,000万円でございます。

次に、120ページから123ページまでは、債務負担行為に関する調書でございます。

124ページと125ページは、地方債現在高の見込に関する調書でございますが、125ページの合計欄をご覧ください。

地方債残高は、前々年度末現在高の欄の平成26年度末では122億2,380万7,000円で、前年度末現在高欄の平成27年度末見込みでは120億1,910万9,000円となっております。

平成28年度中の起債借入見込額が12億2,073万3,000円で、償還見込額が12億3,887万7,000円でございますので、平成28年度末では120億96万5,000円となる見込みでございます。

次の126ページ以降は、給与費明細書となっておりますが、まず、126ページの特別職の表をご覧ください。

町長、副町長、教育長の給料月額は、それぞれ72万円、57万円、54万円で、年間所要額は、給料2,196万円、期末手当795万3,000円、共済費539万3,000円となっており、合計3,530万6,000円でございます。

町議会議員は15人で報酬3,783万6,000円、期末手当1,160万4,000円、共済費1,500万円となっており、合計6,444万円でございます。

その他の特別職は、教育委員、選挙管理委員などの委員と消防団員等1,066人の報酬4,733万円でございます。

127ページをご覧ください。

一般職の職員数は、174人で前年度と比較しまして、3人の減数でございます。

給料は6億3,312万3,000円、職員手当3億4,828万2,000円、給与費の合計は9億8,140万5,000円でございます。共済費は2億1,208万9,000円で、合計11億9,349万4,000円でございます。

前年度と比較いたしますと2,421万2,000円の減額となりますが、その主な要因として

は、退職した職員と新規採用職員との給与の差などによるものでございます。

以上で平成28年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

---

#### **瀧本攻議長**

ここで、4時20分まで休憩といたします。

(午後 4時 03分)

---

#### **瀧本攻議長**

定刻になりましたので、議会を再開させていただきます。

(午後 4時 20分)

---

### **日程第31・32**

#### **瀧本攻議長**

次に、議案第28号、議案第29号、2件についての内容説明を求めます。

脇住民課長。

#### **脇俊明住民課長**

それでは、議案第28号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

平成28年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億2,987万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入からご説明させていただきますので、8ページをご覧ください。

第1款、第1項、ともに国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料3億5,849万1,000円、第2目の退職被保険者等国民健康保険料2,640万4,000円をそれぞれ計上しております。

料率につきましては、平成27年度と変わりなく据え置いてございます。

10ページをご覧ください。

第3款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第1目・総務手数料1,000円は、保険料納付証明等の手数料で、第2目・督促手数料2万円は、保険料督促にかかる手数料でございます。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目の療養給付費等負担金は、医療費に対する国の負担金5億2,375万1,000円でございます。

第2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、レセプト1件80万円を超えるものにつきまして、県下の市町の財政安定を図るため、国保連合会において共同事業を行っておりますが、この拠出見込額に対する国の負担金2,110万9,000円でございます。

第3目の特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査に係る国の基準単価による負担金383万9,000円でございます。

11ページをご覧ください。

第4款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目の財政調整交付金につきましては、普通調整交付金1億3,471万2,000円、特別調整交付金499万3,000円、合わせまして1億

3,970万5,000円でございます。

第5款、第1項、第1目ともに療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の療養給付費分などに対する社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金1億6,676万8,000円でございます。

第6款、第1項、第1目ともに前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの被保険者の療養給付費分などに対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金7億9,320万9,000円でございます。

12ページをご覧ください。

第7款・県支出金・第1項・県負担金・第1目の高額医療費共同事業負担金につきましては、国の負担金と同様に国保連合会の共同事業で、拠出する額に対する県の負担金2,110万9,000円でございます。

第2目・特定健康診査等負担金も国の負担と同様、基準単価の3分の1の負担率による県の負担金383万9,000円でございます。

第7款・県支出金、第2項・県補助金、第2目の県財政調整交付金につきましては、地域普通調整交付金として7,443万6,000円、地域特別調整交付金として4,293万1,000円、合計1億1,736万7,000円でございます。

13ページをご覧ください。

第8款、第1項ともに共同事業交付金の、第1目・高額医療費共同事業交付金につきましては、レセプト1件80万円を超える高額医療費に係る国保連合会からの交付金8,866万円でございます。

第2目・保険財政共同安定化事業交付金につきましては、6億2,376万7,000円を計上しておりますが、レセプト1件80万円以下の医療費に係る支払いに対して、財政の安定化を図るため県下の市町が共同して国保連合会において行う事業で、拠出金を出し合っこれを原資にして、支払いの状況に応じて各市町に交付されるものでございます。

第9款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金積立金利子1,000円でございます。

14ページをご覧ください。

第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金につきましては1億9,641万6,000円でございますが、一般会計からの法定分の繰入でございます。

これは保険基盤安定繰入金で保険料軽減分に係るもの、職員給与費分などを繰入れる

ものがございます。

15ページをご覧ください。

第10款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金につきましては、3,431万4,000円でございますが、財政調整のため財政調整基金から一部繰り入れて歳入に充てるものがございます。

第11款、第1項、第1目ともに繰越金につきましては、前年度繰越金1,000万円でございますが、平成27年度の歳計剰余金を見込んだものがございます。

第12款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目・延滞金1,000円につきましては、一般被保険者等延滞金でございます。

16ページをご覧ください。

第12款・諸収入、第4項・雑入、第3目一般被保険者第三者納付金100万円、第4目・退職被保険者等第三者納付金10万円は、それぞれ交通事故による損害賠償金に係る納付金でございます。

第5目・一般被保険者返納金、第6目・退職被保険者等返納金につきましては、診療報酬返納金として、それぞれ1,000円計上してございます。

第7目・雑入では、療養費等の支給に係る国負担分1,000円でございます。

次に歳出でございます。

17ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、4,356万5,000円でございますが、職員人件費として4名分の給料等2,690万5,000円、嘱託職員等賃金は事務補助員1名分の賃金193万6,000円、一般事務事業では1,472万4,000円でございますが、主なものは、国保保険者標準事務処理システム対応改修業務1,000万円、そのほかは、被保険者証の郵送料や国保連合会での共同処理電算事務手数料等でございます。

18ページをご覧ください。

第2目・連合会負担金につきましては、三重県国民健康保険団体連合会負担金117万9,000円でございますが、国保連合会審査事務処理にかかる一般負担金や保健事業に係る負担金等でございます。

19ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目・賦課徴収費につきましては、保険料賦課徴収事業490万2,000円でございますが、保険料を徴収する相談員の賃金、保険料決定通知書

の郵送料、口座振替手数料などでございます。

20ページをご覧ください。

第1款・総務費、第3項・運営協議会費、第1目の運営協議会費につきましては、22万5,000円でございますが、国民健康保険運営協議会運営事業の3回分の委員報酬でございます。

21ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費につきましては、交通事故に係る第三者行為分100万円を含め16億2,003万3,000円でございます。

第2目の退職被保険者等療養給付費につきましても、第三者行為分10万円を含め1億575万8,000円でございます。

第3目の一般被保険者療養費につきましては、一般被保険者の療養費としまして1,705万4,000円、第4目の退職被保険者等療養費につきましても、退職被保険者等の療養費99万円でございます。

第5目の審査支払手数料につきましては、診療報酬審査支払手数料及び療養調査手数料524万5,000円でございますが、国保連合会への診療報酬審査手数料などでございます。

22ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第2項・高額療養費、第1目の一般被保険者高額療養費2億4,629万円、第2目の退職被保険者等高額療養費2,453万7,000円につきましては、医療費が高額になった場合に一部負担給付をするものでございます。

第3目の一般被保険者高額介護合算療養費として50万円、第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費10万円でございますが、医療保険分と介護保険分に係る自己負担額を合算しまして、決められた限度額を超えた場合に、その超えた分に相当する額を助成するものでございます。

23ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第4項・出産育児諸費、第1目の出産育児一時金840万円は、20件分を見込んだものでございます。

第2目の支払手数料につきましては、出産育児一時金を医療機関に三重県国民健康保険団体連合会を通じて直接払いをするための経費5,000円でございます。

24ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費250万円は、50件分を見込んだ

ものでございます。

25ページをご覧ください。

第3款及び第1項、ともに後期高齢者支援金等、第1目の後期高齢者支援金につきましては、2億7,715万1,000円でございますが、75歳以上の後期高齢者の医療給付に充てるため、社会保険診療報酬支払基金に支出するものでございます。

第2目の後期高齢者関係事務費拠出金2万6,000円につきましても同様に、事務費として支出するものでございます。

26ページをご覧ください。

第4款及び第1項、ともに前期高齢者納付金等、第1目の前期高齢者納付金につきましては、21万円ございまして、65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費を社会保険診療報酬支払基金へ納付するための納付金でございます。

第2目の前期高齢者関係事務費拠出金2万1,000円につきましても、社会保険診療報酬支払基金に事務費として拠出するものでございます。

27ページをご覧ください。

第5款及び第1項、ともに老人保健拠出金・第1目の老人保健医療費拠出金28万5,000円でございますが、老人保健医療の対象者に対する療養給付費の拠出金で、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものでございます。

第2目の老人保健事務費拠出金1万9,000円も、社会保険診療報酬支払基金に事務費として拠出するものでございます。

28ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目、ともに介護納付金は、1億2,190万円でございますが、介護保険の第2号被保険者に係る割り当てられた保険料を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

29ページをご覧ください。

第7款及び第1項、ともに共同事業拠出金、第1目の高額医療費共同事業医療費拠出金8,443万9,000円でございますが、レセプト1件80万円を超える高額医療費の支払いのための共同事業で、三重県国民健康保険団体連合会から割り当てられた額を拠出するものでございます。

第3目その他共同事業事務費拠出金1,000円は、三重県国民健康保険団体連合会に対して退職被保険者の資格の割り出しを行うための経費を拠出するものでございます。

第4目・保険財政共同安定化事業拠出金5億1,980万7,000円でございますが、財政運営の安定化を図るための共同事業で、割り当てられた額を三重県国民健康保険団体連合会へ拠出するものでございます。

30ページをご覧ください。

第8款・保健事業費、第1項、第1目、ともに特定健康診査等事業費2,234万5,000円につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に行う生活習慣病予防のための健診等に係る電算事務委託料、健診委託料などの経費でございます。

31ページをご覧ください。

第8款及び第2項・保健事業費、第1目の保健衛生普及費1,044万3,000円は、国民健康保険保健事業として医療費通知に係る経費、脳ドック検診委託料などの経費でございます。

32ページをご覧ください。

第9款及び第1項、ともに基金積立金、第1目の財政調整基金積立金1,000円につきましては、財政調整基金の積立利息でございます。

33ページをご覧ください。

第10款及び第1項ともに公債費、第1目の利子24万3,000円につきましては、一時借入金利子でございます。

34ページをご覧ください。

第11款・諸支出金、第1項・償還金、第1目の一般被保険者保険料還付金の150万円、第2目・退職被保険者等保険料還付金20万円は、いずれも保険料の過誤納付に対する還付金でございます。

35ページをご覧ください。

第13款、第1項、第1目ともに予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円でございます。

以上で、議案第28号 平成28年度国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

#### **脇俊明住民課長**

続きまして、議案第29号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度 紀北町後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、5億4,765万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それではその内容につきまして、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、予算書の6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料9,627万7,000円と、第2目の普通徴収保険料4,616万1,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の算出に基づいております。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料は、保険料督促に係る手数料1,000円でございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金につきましては、3億1,568万5,000円でございますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページをご覧ください。

第2目・保険基盤安定繰入金8,853万4,000円につきましては、保険料軽減分に係る繰入金でございます。

第6款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目の延滞金につきましては、1,000円計上してございます。

第6款・諸収入、第2項・償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金100万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に、過誤が生じた際の還付金でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目の一般管理費963万6,000円につきましては、職員人件費として職員1名分948万8,000円、一般事務事業14万8,000円は、事務費等でございます。

9ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項徴収費、第1目の徴収費60万2,000円につきましては、保険料徴収事業として普通徴収に係る保険料を徴収するための経費でございます。

10ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金5億3,642万1,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の運営経費を見込んだものでございます。

11ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金100万円につきましては、過年度分の保険料の過誤納等に係る被保険者への還付金として歳入と同額でございます。

以上で、議案第29号 平成28年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

---

## 日程第33

### 瀧本攻議長

次に、議案第30号についての内容の説明を求めます。

福祉保健課長。

## 大谷眞吾福祉保健課長

それでは、議案第30号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

平成28年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,453万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は3,600万円と定める。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づきご説明させていただきます。

歳入予算からご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入は1億6,949万1,000円であります。第1目・居宅介護サービス費収入596万6,000円は、第1節・短期入所生活介護費収入でありまして、居宅介護サービス費の保険者収入が457万6,000円、利用者収入が139万円であります。

第2目・施設介護サービス費収入は1億6,352万5,000円は、第1節・施設介護サービス費収入でありまして、施設介護サービス費の保険者収入1億3,866万9,000円、利用者収入が2,485万6,000円であります。

第4款・寄附金、第1項・寄附金、第1目・老人ホーム寄附金は1,000円でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金の299万5,000円でございます。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金は、歳計剰余金の1,000円でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第7款・諸収入、第1項・受託事業収入、第1目・介護サービス事業受託事業収入につきましては、要介護認定調査受託事業収入の1,000円であります。

第2項・雑入、第1目・雑入につきましては30万7,000円でありまして、嘱託職員等雇用保険料、介護実習受入手数料、自動販売機設置手数料、選挙にかかる不在者投票事務経費でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第3項・利用料減免補助金、第1目・利用者負担額補助金は174万1,000円でありまして、紀北広域連合からの低所得者の利用者軽減措置負担金の補助金収入であります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は1億7,056万6,000円あります。内容につきましては、職員人件費が正職員12名分で8,386万1,000円あります。嘱託職員等賃金につきましては18名4,764万5,000円あります。

次に、老人ホーム管理運営事業は3,883万5,000円でありまして、管理運営費の主なものといたしましては、嘱託医報酬ほか372万3,000円、消耗品費、光熱水費、賄材料費などの需用費が2,723万8,000円、事業委託料、保守点検、検査等委託料が216万7,000円、寝具借上料などの使用料及び賃借料が177万9,000円。玄関前舗装改修工事の工事請負費が75万4,000円、業務用洗濯機などの備品購入費が199万5,000円などであります。

利用者育成事業は、夏祭り、クリスマス会等にかかる需用費、扶助費等の執行経費22万5,000円でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は392万7,000円で、短期入所生活介護にかかる経費であります。

続きまして、14ページをお願いします。

第4款・公債費、第1項・公債費、第1目・利子につきましては、一時借入金の利子4万4,000円でございます。

以上で、議案第30号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

## 日程第34

### 瀧本攻議長

次に、議案第31号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

### 久保健作水道課長

議案第31号 平成28年度紀北町水道事業会計予算をご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度紀北町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号	給水戸数	9,007戸
第2号	年間総給水量	241万7,760立法メートル
第3号	一日平均水量	6,624立法メートル
第4号	主な建設改良事業	
	海野地区配水管布設替工事に伴う舗装復旧工事	1,850万円
	三浦浄水場設備更新事業	3,321万2,000円
	三浦地区配水管布設替工事(第5工区)	1,297万1,000円
	中桐地区配水管布設替工事(第3工区)	3,531万7,000円
	上里地区配水管布設替工事(第1工区)	3,660万円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	第1款・水道事業収益	2億8,560万6,000円
	第1項・営業収益	2億4,783万2,000円
	第2項・営業外収益	3,777万4,000円
	第2款・簡易水道事業収益	1億4,735万円
	第1項・営業収益	9,828万9,000円

第2項・営業外収益	4,906万1,000円
支出 第1款・水道事業費用	2億9,708万1,000円
第1項・営業費用	2億7,749万8,000円
第2項・営業外費用	1,955万1,000円
第3項・特別損失	3万2,000円
第2款・簡易水道事業費用	1億2,003万8,000円
第1項・営業費用	1億 480万6,000円
第2項・営業外費用	1,523万1,000円
第3項・特別損失	1,000円

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,274万7,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,301万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,665万7,000円、減債積立金1,158万円、建設改良積立金2,149万1,000円で補填するものとする。)

収入 第1款・資本的収入	1億5,697万3,000円
第1項・負担金	160万円
第2項・補助金	4,117万3,000円
第3項・企業債	1億1,420万円
支出 第1款・資本的支出	3億2,972万円
第1項・建設改良費	2億1,136万4,000円
第2項・企業債償還金	1億1,835万6,000円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、簡易水道事業債 限度額5,710万円、過疎対策事業債 限度額5,710万円、計1億1,420万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は7,000万円と定める。

3ページをお願いいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経れば流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費 8,334万5,000円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,115万1,000円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は1,106万2,000円と定める。

平成28年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

予算内容につきましては、34ページからご説明させていただきます。

### 瀧本攻議長

ちょっと課長止めてくれます。ここで時間の延長をしますので、ご了解いただけますか。

(「了解」と呼ぶ声あり)

### 瀧本攻議長

よろしくをお願いいたします。

どうぞ課長。

### 久保建作水道課長

それでは、34ページからご説明させていただきます。

平成28年度紀北町水道事業会計予算実施計画説明書

収益的収入及び支出

収入ですが、第1款・水道事業収益2億8,560万6,000円で、前年度予定額に対し744万

8,000円減額しております。

第1項・営業収益2億4,783万2,000円、第1目・給水収益は、2億4,415万2,000円で、上水道料金収入でございます。

第2目・その他営業収益368万円、材料売却収益258万3,000円、銚子川の伏流水を使ったボトルウォーター2万8,128本分の売却収益188万3,000円を予定しております。

35ページをお願いします。

第2項・営業外収益 3,774万4,000円、第1目・受取利息及び配当金9,000円、第2目・補助金216万8,000円、これは企業債償還利子補助金でございます。第3目・長期前受金戻入3,493万4,000円、第4目・雑収益 66万3,000円、土地貸付料11万2,000円等でございます。

36ページをお願いします。

第2款・簡易水道事業収益は、1億4,735万円で前年度予定額に対しまして457万4,000円の減額でございます。

第1項・営業収益 9,828万9,000円、第1目・給水収益9,758万円。これは、簡易水道の料金収入でございます。

第2目・その他の営業収益70万9,000円、材料売却収益30万円等でございます。

第2項・営業外収益 4,906万1,000円、第1目・補助金781万円、簡易水道企業債償還利子に係る一般会計からの補助金でございます。

第2目・長期前受金戻入4,125万1,000円でございます。

37ページをお願いします。

支出でございます。

第1款・水道事業費用は2億9,708万1,000円で、前年度予定額に対して、132万7,000円減額しております。

第1項・営業費用2億7,749万8,000円、第1目・原水及び浄水費は3,201万6,000円で、上水道の原水及び浄水設備の維持管理にかかる費用でございます。主なものとして動力費2,353万6,000円等でございます。

第2目・配水及び給水費906万円、これは上水道の配水池及び給水管の維持管理に要する費用でございます。主なものとしましては、38ページをお願いいたします。修繕費385万円水道管漏水事故等の修繕代でございます。動力費247万5,000円は電気代等でございます。

第3目・総係費1億218万円、上水道の水道料金の調定、収納事務ほか、事業活動全般に

関する経費を計上しております。主なものとしましては、給料・手当など職員10名分の給与関係でございます。

39ページをお願いします。

賃金は嘱託職員2名分404万7,000円でございます。

40ページをお願いします。

第4目・減価償却費1億3,055万7,000円、有形固定資産1億1,736万円、無形固定資産1,319万7,000円でございます。

第5目・資産減耗費135万7,000円、第6目・その他の営業費用232万8,000円で材料売却原価等でございます。

41ページをお願いします。

第2項・営業外費用1,955万1,000円、第1目・支払利息及び企業債取扱諸費1,465万円  
上水道企業債利子償還金1,464万円等でございます。

第2目・消費税及び地方消費税490万円、予定納付額でございます。

第3目・雑支出は、1,000円を予算措置しております。

第3項・特別損失、第1目・過年度損益修正損3万2,000円は、水道料金過誤納還付金  
でございます。

42ページをお願いいたします。

第2款・簡易水道事業費用1億2,003万8,000円で、前年度予定額に対しまして1,221万  
3,000円の減額でございます。

第1項・営業費用は1億480万6,000円、第1目・原水及び浄水費は2,242万4,000円で、  
動力費1,395万7,000円等でございます。

第2目・配水及び給水費676万9,000円で、修繕料390万円等でございます。

43ページをお願いします。

第3目・総係費443万4,000円、主なものとしましては委託料296万2,000円等ござい  
ます。

第4目・減価償却費6,776万7,000円、第5目・資産減耗費316万1,000円、第6目・その  
他営業費用25万1,000円、これは材料売却原価でございます。

44ページをお願いします。

第2項・営業外費用、第1目・支払利息及び企業債取扱諸費1,523万1,000円、簡易水道  
企業債利子償還金でございます。

第3項・特別損失、第1目・過年度損益修正損は水道料金過誤納還付金1,000円の予算措置をしております。

45ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款・資本的収入1億5,697万3,000円で前年度予定額に対しまして、4,248万円の増額でございます。

第1項・負担金、第1目・負担金160万円は、消火栓設置工事負担金でございます。

第2項・補助金、第1目・補助金4,117万3,000円は一般会計補助金で企業債償還元金補助金でございます。

第3項・企業債、第1目・企業債1億1,420万円、簡易水道事業債5,710万円、過疎対策事業債5,710万円で建設改良に伴う借り入れでございます。

46ページをお願いします。

支出でございます。

第1款・資本的支出3億2,972万円で前年度予定額に対しまして、1,652万4,000円の減額でございます。

第1項・建設改良費2億1,136万4,000円、第1目・上水道改良費3,910万2,000円で、主なものとしまして、工事請負費2,850万円、海野地区配水管布設替工事に伴う舗装復旧工事等でございます。給与関係は、設計技師1名分をみております。

47ページをお願いします。

第2目・固定資産購入費6,757万4,000円でございます。機械及装置購入費6,660万9,000円で主なものとしましては、三浦浄水場設備更新工事3,321万2,000円等でございます。

48ページをお願いします。

第3目・簡易水道改良費は1億468万8,000円でございます。委託料800万円、工事請負費9,668万8,000円で、主なものとしましては、中桐地区配水管布設替工事（第3工区）3,531万7,000円、上里地区配水管布設替工事（第1工区）3,660万円等でございます。

第2款・企業債償還元金、第1目・企業債償還元金は1億1,835万6,000円で、上水道企業債償還元金6,019万7,000円と簡易水道企業債5,815万9,000円でございます。

以上で、議案第31号 平成28年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### **瀧本攻議長**

以上で、各議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま説明のありました各議案に対する質疑については、明日の3月4日、第2日目、本会議で行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

#### **瀧本攻議長**

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、明日3月4日の金曜日の本会議で行うことに決定しました。

---

### **日程第35**

#### **瀧本攻議長**

次に、日程第35 請願案件を議題とします。

お手元に配付しました請願文書表のとおり、請願1件を受理することとし、請願文書表を朗読させ説明に代えさせていただきます。

谷事務局長。

#### **谷吉希議会事務局長**

それでは、請願文書表を朗読いたします。

平成28年3月紀北町議会定例会 請願文書表

平成28年3月3日

受理番号 請願第1号、受理月日、平成28年2月23日。

件名 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

TTPP（環太平洋パートナーシップ）協定は、2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は、「大筋合意」後もその全容を示さないまま「TTPP対策費」を含む補正予算を通し、国民が精査する時間も与えないで国会で批准を求めようとしています。国や地域さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、こうした拙速

な手続きはふさわしくありません。

協定の内容も問題で、重要農産品 5 品目全てで大幅な譲歩をおこない、くわえて重要 5 品目の 3 割、その他農産品では 98% の関税撤廃を合意しています。今示されている「合意」は通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ちゆきません。

また、医療をはじめ健康や暮らしも守るさまざまな規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえあります。国会決議に違反する T P P 協定の批准は行わないことについての意見書を国会に提出することを請願します。

請願者の住所及び氏名

三重県津市寿町 7 - 50 農民運動三重県連合会 代表者 川辺仁造

紀北町海山区相賀 714 鈴木一郎

紹介議員氏名 近澤チヅル 中津畑正量

付託委員会 総務産業常任委員会

以上でございます。

#### **瀧本攻議長**

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、別紙文書表のとおり所管の委員会に付託することになりますので、ご報告申し上げます。

---

#### **瀧本攻議長**

以上で、本日の日程は全て終了しました。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

#### **瀧本攻議長**

入江康仁君。

#### **8 番 入江康仁議員**

今の局長、これ読んでくれたんやけど、この文書のとおりじゃなくてええの、抜かして読んでくれたけど、それはそれで読んでくれとる、確認しとる。要はな、2 行目に「政府は、交渉過程での秘密主義に続きと」というところがちょっと抜けておるんやけど、それでええの、説明で。

## 瀧本攻議長

請願の要旨ということになっておりますので、総務財政常任委員会でその辺ももんでもらったらいと思うんです。そういうことでご了解ください。

## 8番 入江康仁議員

それはそんなら局長、いいですか。

局長は承知で抜かして、読んでおるわけやな、はい。

## 瀧本攻議長

ご指摘ありがとうございます。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

一般質問の通告締切は、明日の午後1時となっておりますので、よろしく願いいたします。また、事務局のほうからいろいろ尋ねることがあると思うので、通信網もよろしく願いいたします。できるだけ早く提出していただくようお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。

(午後 5時 11分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 28 年 8 月 9 日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 奥村武生